

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会(第61回) 議事次第

令和6年3月21日(木)
10:00～11:55
永田町合同庁舎7階特別会議室

(議 事)

1. 開会
2. 令和5年度の評価について
3. 新たに適用された特例措置の評価時期の設定について
4. その他
5. 閉会

(配布資料)

- 資料1 令和5年度に評価対象となる規制の特例措置の一覧
- 資料2 規制の特例措置の関連資料
 - 資料2-1 特例措置番号413の関連資料
 - 資料2-2 特例措置番号709(710,711)の関連資料
 - 資料2-3 特例措置番号712の関連資料
 - 資料2-4 特例措置番号1010の関連資料
 - 資料2-5 特例措置番号816の関連資料
- 資料3 令和5年度評価意見案
- 資料4 構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価時期に係る意見(案)

参考資料1 評価・調査委員会委員名簿

参考資料2 構造改革特別区域基本方針(評価・調査委員会関連部分抜粋)

令和5年度に評価対象となる規制の特例措置の一覧

関係府省庁	特例措置番号	特定事業の名称	措置区分	特例措置の概要	認定件数 (第60回認定まで)	過去の評価時期	評価時期	審議
総務省	413	救急隊の編成基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業	省令	緊急度・重症度が著しく低い場合には救急自動車1台及び救急隊員2人により救急隊を編成することができる。 (限られた人員の中で救急需要に対応できる体制の構築が期待でき、重症・重篤な疾病者に対する現場到着時間を短縮し救命率の向上が図られる。)	1件	初評価 (平成21年度のニーズ調査により予定していた評価を行わなかったため)	令和5年度	評価・調査委員会
財務省	709 (710,711)	特産酒類の製造事業	法律	地域の特産物である農作物等を原料とした単式蒸留焼酎又は原料用アルコールを製造しようとする者が、製造免許を申請した場合には、最低製造数量基準を適用除外とする。	7件	令和元年度	令和5年度	評価・調査委員会
財務省	712	清酒の製造場における製造体験事業	法律	清酒の製造免許を受けている者が、その地域の活性化を図ることを目的として、地域の魅力の増進に資する施設において清酒の製造体験を提供する場合には、税務署長の承認により、当該施設内に設ける体験製造場を既存の製造場と一の製造場とみなす。	5件	初評価	令和5年度	評価・調査委員会
文部科学省	816	学校設置会社による学校設置事業	法律	株式会社が学校を設置することを可能とする。	23件	令和4年度	令和5年度	評価・調査委員会
農林水産省	1010	地方競馬における小規模場外設備設置事業	告示	場外馬券発売所の設置に関する審査について、一定の要件が満たされると都道府県知事が書面により確認した場合には、農林水産大臣は設置承認基準を満たしたものとみなす。	1件	初評価 (平成20年度のニーズ調査により予定していた評価を行わなかったため)	令和5年度	評価・調査委員会

特例措置番号413の関連資料

① 評価対象となる規制の特例措置の概要	1
② 調査計画の概要	2
③ 調査結果の概要	3
④ 評価・調査委員会による調査結果【審議事項】	5
⑤ 関係府省庁による調査結果【審議事項】	11

救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による
救急隊編成弾力化事業（特例措置番号413）
（平成19年12月措置）

<これまで>

救急隊は、救急自動車1台及び救急隊員3人以上をもって編成しなければならない。
特例として、救急業務の実施に支障がない場合は、救急自動車1台及び救急隊員2人によることができるが、その条件は、傷病者を医療機関から他の医療機関へ搬送する場合であって、かつ、これらの医療機関に勤務する医師、看護師、准看護師又は救急救命士が救急自動車に同乗している場合に限られる。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

消防法施行令第44条第1項
消防法施行規則第50条

<取り巻く環境の変化>

救急隊の出動件数が増加傾向にある中、軽症事案を取り扱い中に同一地域で発生した重篤な事案に対して救急救命処置の開始が遅れるなどの事例が発生。

緊急度・重症度が著しく低い場合には救急自動車1台及び救急隊員2人により救急隊を編成することができる。
（限られた人員の中で救急需要に対応できる体制の構築が期待でき、重症・重篤な疾病者に対する現場到着時間を短縮し救命率の向上が図られる。）

<主な要件>

- 以下の措置等を行える体制が確立されていること。
- 緊急通報受信時における傷病者の緊急度・重症度の適切な識別。
 - 救急自動車1台及び救急隊員2人により出動し、救急現場において不測の事態が生じた場合に、予め定めた基準及び要領に基づく3人以上の救急隊員による速やかな措置。
 - 通信指令管制業務を行う施設に常駐する医師による通信指令員及び救急隊員に対する指導又は助言。

認定計画数：1件（累計）
1件（令和6年2月末現在）



◎実際の取組事例

～横浜救急改革特区～
（平成20年3月認定）

実施主体：横浜市

横浜市では救急件数が増加傾向にあり、多発する救急要請の重複で救急隊が不在となる「空白地域」が発生していた。

特例措置を活用し、救急事案の多発・重複等に対応できる救急隊が不在となる状況を解消し、早期の救命処置を開始することにより、現場到着の時間を約4割短縮するなど、救命率向上を図っている。



②調査計画の概要

特例措置の番号	413
特例措置の名称	救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業
措置区分	省令
過去の評価時期	— (H21：ニーズ調査の結果、評価を実施しないこととした。)

1. 過去の評価結果の概要

当初評価予定であった平成21年度時点において、本特例を適用した特区計画の認定件数は、提案者である横浜市に関連する計画（横浜市【よこはま救急改革特区】）の1件のみという状況を踏まえ、特例措置に関するニーズ調査（対象：東京消防庁及び横浜市以外の政令指定都市18市（平成22年度以降の相模原市を含む））を実施した。その結果、

- ・本特例措置を「活用するつもりがない」との回答が約7割、
- ・本特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由として、「特例措置による費用対効果が判断できない。」「救急搬送された傷病者が「軽傷」と判断された割合が低率」との回答が約7割、という結果のため、今後の実施の可能性が小さいことから、予定していた評価を実施しないこととした。

その後、新たな特例措置の活用実績は無いものの、関係省庁とともに改めて評価時期の検討を行い、令和3年10月6日の評価・調査委員会において取りまとめられた意見を踏まえ、令和3年11月25日に構造改革特別区域推進本部長決定として、当該特例措置の評価時期を令和5年度とした。

2. 過去の評価結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

（本年度が最初の調査）

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認すべき点

- 本特例措置の活用により地域活性化につながる社会的経済的効果（救急自動車の適正利用・救急車両整備費用の削減）
- 2名体制で出動するための安全対策（コールトリアージの実施・不測の事態に備え3人以上の救急隊員による出動体制の整備・通信指令管制業務を行う施設に医師を配備する体制整備）の要件に関する内容。

4. 本年度の調査計画案で新たに追加した質問項目及びその概要

（本年度が最初の調査）

③調査結果の概要

特例措置番号	413
特定事業の名称	救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業
措置区分	省令
過去の評価時期	—(H21: ニーズ調査の結果、評価を実施しないこととした。)
調査対象の件数(回収数)	1件(回収数1件)

1. 本年度の調査結果の概要

- 評価・調査委員会の調査では、
 - ・活用自治体では、特区計画に定めた通り特例事業を実施しているが、平成30年度以降特例適用の出動回数は減少し、現状では特例措置を活用した搬送は年数回程度、軽傷の傷病者を搬送していることが確認された。
 - ・コールトリアージの際に2名で出動可能であったが、自治体の判断の結果3名以上で出動した事例は令和4年度で104回あり、具体的な事例としてストレッチャーの使用が必要な場所やリスクの高い既往歴のある傷病者の搬送などが挙げられた。
 - ・一方で、コールトリアージの識別プログラムの検証と改善を重ねた結果、安全性向上のために特例適用の出動が減少していることや、救急需要ひっ迫時におけるコールトリアージの縮小を行っていることなどが確認され、今後も増加が見込まれる救急需要に対し適切な体制整備を検討するとの回答があった。
- 総務省の調査では、
 - ・運用を重ねる中で、2名体制の救急隊による活動上の負荷及びリスクについて課題が判明し、特例要件以外で横浜市独自の追加条件を設定されたことが確認された。加えて、コールトリアージの識別プログラムの精度向上により、指令時点で傷病の程度及び緊急に搬送する必要性が著しく低いと合理的に判断される事案が減少した。
 - ・特区制度の運用実績が少ない理由について、東日本大震災や新型コロナウイルスの流行などにより、救急需要の社会情勢が変化しており、救急活動上のリスク回避を考慮する必要性が高まっていることが確認された。

2. 本年度の調査結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

- 総務省の調査では、
 - ・コールトリアージの識別プログラムの精度向上により、通報時における傷病程度及び緊急度の過小評価は抑制されたが、対象事案が減少した。同時に、迅速かつ的確に緊急度判定を行えるシステムを唯一導入する横浜市であっても、判定時の手順が複雑化し、労務負荷が高まった。また、不測の事態が発生した場合に、3名以上の救急隊員により速やかに人員増強を実施するため、多くの人員確保をしておく必要であることが確認された。
 - ・活動上の負荷及びリスク、その解決に必要な体制整備のコストに見合った効果が得られず、結果的に十分な運用実績も得られない可能性が高いことが示された。

③調査結果の概要

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認した点

- 評価・調査委員会の調査では、
 - ・現場における2名で活動する救急隊のリスク、負担は他自治体でも大きいものと考えられ、アンダートリアージを許容するための、強力なバックアップ体制も必要。
 - ・重篤患者への適切な人員の配置などについては、特例措置の効果は明確には分からない。との回答があった。
- 総務省の調査において、
 - ・活動上の負荷およびリスク、その解決に必要な体制整備のコストに見合った効果が得られず、結果的に十分な運用実績が得られない可能性が高い。

④評価・調査委員会による調査結果

特区事業の概要など（Q1～5）	
特区の名称	よこはま救急改革特区
特定事業の名称・番号	救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業（413）
進捗段階	予定どおりに進んでいる
効果の発現	発現していない

Q6. 平成30年度以降の出動回数をお答えください。（特例措置413の対象となった出動回数及び総出動回数）また、特例措置413を活用した出動の事例（症例も含む）及び特例措置413を活用した出動の中でPMA連携やMA連携をして出動した回数・事例（症例も含む）も併せてご回答ください。

（単位：回）

年度	特例適用の出動回数	左記の回数のうち、PMA連携やMA連携の出動回数	総出動回数
平成30年度	25回	0回	204266回
令和元年度	29回	0回	210650回
令和2年度	10回	0回	190145回
令和3年度	7回	0回	215408回
令和4年度	6回	0回	244397回

【特例適用時（1台2名体制）の搬送事例（どのような症例だったかも含め、ご回答ください）】

令和4年度の搬送事例は2件、子供同士の接触事故による幼児の鼻出血、
食物を触った手で両目を擦ったことによる幼児の発赤、いずれも傷病程度は軽症です。

【特例適用時（PMA連携・MA連携）の搬送事例（連携体制やどのような症例だったかも含め、ご回答ください）】

Q7. Q6でご回答いただいた特例適用の出動回数の実績について、計画通りでしょうか。その要因を具体的に記載してください。

特例適用の出動回数の実績（あてはまるものを1つだけ選択）	⇒	回答欄
1. 計画通り 2. 計画より多い 3. 計画より少ない		3
上記回答の具体的要因		
平成22年度末の42隊は計画通り整備できたが、平成26年度の運用変更やコールトリアージの安全性向上により2名救急の出場件数は減少した。		

Q 8. 平成 20 年の区域計画に、今後の体制整備のスケジュールの記載がありました。区域認定後から昨年度までの体制整備の状況や保有車両の状況、整備体制に係る経費の状況などを下記年度毎ご教示ください。

体制整備 (単位：隊)	平成 20 年度末 (2008 年度末)	平成 22 年度末 (2010 年度末)	令和元年度末 (2019 年度末)	令和 4 年度末 (2022 年度末)
1 台 3 人	30 隊	20 隊	77 隊(うち 30 隊 は 2 名運用可)	84 隊(うち 34 隊 は 2 名運用可)
2 台 4 人 (救急自動車とミニ消防車)	20 隊	25 隊	0 隊	0 隊
2 台 4 人 (救急自動車と救命活動車)	12 隊	17 隊	0 隊	0 隊
ミニ消防車のみ (救急自動車配置署所以外の署所)	- 隊	4 隊	救命指定ミニ隊 は全 35 隊	救命指定ミニ隊 は全 35 隊
保有車両台数 (単位：台)	平成 20 年度末 (2008 年度末)	平成 22 年度末 (2010 年度末)	令和元年度末 (2019 年度末)	令和 4 年度末 (2022 年度末)
	※平成 21 年 1 月 1 日現在	※平成 23 年 1 月 1 日現在	※令和 2 年 1 月 1 日現在	※令和 5 年 1 月 1 日現在
救急自動車	83 台 うち 21 台非常用	83 台 うち 21 台非常用	100 台 うち 23 台非常用	114 台 うち 30 台非常用
ミニ消防車	34 台	35 台	48 台	48 台
救命活動車	12 台	17 台	0 台	0 台
救急隊員の数 (単位：人)	平成 20 年度末 (2008 年度末)	平成 22 年度末 (2010 年度末)	令和元年度末 (2019 年度末)	令和 4 年度末 (2022 年度末)
救急隊員の数	513 人	455 人	625 人	654 人
上記救急隊員のうち ハイブリッド職員の数	0 人	0 人	0 人	0 人
救命指定ミニ消防隊員の数 (ハイブリッド職員の数)	推定 40 人	推定 58 人	77 人	74 人
救命活動隊員の数	推定 66 人	93 人	0 人	0 人
合計	推定 619 人	推定 606 人	702 人	728 人
体制整備に係る費用 (単位：円)	平成 20 年度末 (2008 年度末)	平成 22 年度末 (2010 年度末)	令和元年度末 (2019 年度末)	令和 4 年度末 (2022 年度末)
人件費	4,004,345,664 円 ※当時の消防職員平均給与額 と人員から算定	3,948,405,120 円 ※当時の消防職員平均給与額 と人員から算定	4,191,591,456 円 ※当時の消防職員平均給与額 と人員から算定	4,325,438,208 円 ※当時の消防職員平均給与額 と人員から算定
人材養成費	58,769,419 円	45,108,390 円	43,571,347 円	44,976,250 円
車両購入費	149,578,856 円	135,135,000 円	212,743,700 円	299,178,000 円
車両使用料	3,034,080 円	9,940,140 円	0 円	0 円
車両維持費	不明	不明	不明	不明
報酬費(救命指導医)	48,498,241 円	54,347,960 円	53,526,555 円	53,390,990 円

Q9. 特例措置413の対象となることで、1回の出勤コストの削減額を試算しましたか。試算された場合は、出勤コストの算出方法を含めてご回答ください。

(単位：円)

試算の有無	無
特例措置活用時のコスト削減額 (算出方法もご回答ください。)	円 (算出方法：)

Q10. コールセンターのプログラム開発にかかった費用及び年間の保守等でかかる経常経費をご回答ください。また、可能であればシステムの開発事業者をご回答ください。

開発経費	2,451,600円
経常経費(年間)	73,000円(年間サーバ保守)
開発業者	プリズムソフト

Q11. 通信指令管制業務を行う施設に常駐する医師について、どのような勤務体制(シフト)で勤務をしているのか、勤務体制及び待機医師の人数をご回答ください。また、医師は医師会等から派遣協定等により派遣してもらっているのか、市独自で医師を雇用しているのかなど雇用形態や、常駐に必要な年間費用を教えてください。

【勤務体制及び待機医師の人数】

昼勤1名 8時から18時まで 夜勤1名 18時から翌8時まで

横浜市MC体制連携医療機関に勤務している者(病院長推薦)

【雇用形態】

横浜市消防局独自で医師を雇用している

地方公務員法第3条第3号に定める非常勤特別職(令和5年3月31日現在145名)

【常駐に必要な費用(年間)】

・報酬費※交通費含む 53,390,990円(令和4年度)

Q12. 特例措置413を活用の際、通信指令管制業務を行う施設に常駐する医師から指示・助言を受けて要救護者の対応した事例はありましたか。また、事例があった場合は、どのような症状で、どのタイミングで医師から助言を受けているのかなどの詳細を具体的にご回答ください。

医師から助言を受けて対応した事例	無
【(有の場合)症状や助言タイミング等の詳細】	

Q 1 3. 特例措置 413 を活用して 2 名体制で出勤後、不測の事態（救護者の容態が急変した等）が発生した事例はありますか。不測の事態が生じた場合は、その具体的な内容と対応をご回答ください。また、2 名体制で出勤した際の不測の事態を想定した具体的な体制を併せて教えてください。

不測の事態の発生の有無	有
【不測の事態が生じた事例の内容と対応策】 現場到着後に傷病者が 1 名増えたため、ミニ消防隊を増強要請した。	
【2 名体制時の不測の事態に備えた体制】 傷病者接触時の状況又はフィールドトリアージの結果、3 名での搬送が必要と判断した場合は、速やかに増強要請を行います。	

Q 1 4. 特例措置 413 を活用して 2 名体制で出勤後、病院から消防署へ引き上げる途中に別件で 3 名以上での出勤が必要な救急対応が生じる場合を想定した具体的な対応策を教えてください。また、その対応策を要した事例があれば、具体的な内容と対応をご回答ください。

【特例措置活用後、引き上げる途中に 3 名体制での救急対応が必要となる場合を想定した具体的な対応策】 帰署して 3 名運用に復帰するまでは欠隊扱いとします。	
上記対応策を要した事例	有
【対応策を要した具体的内容と対応内容】 すべての 2 名運用事案が該当します。	

Q 1 5. コールトリアージの際には 2 名で出勤可能であったが、地方公共団体の適切な判断の結果（交通量の多い交通事故等が発生しやすい場所や医学的な問題以外の事情により危険が生じると考えられる場所等）、3 名以上で出勤したことはありますか。出勤したことがある場合、その回数と具体的な事例をご回答ください。

判断の結果 3 名以上で出勤の有無	有
上記の出勤回数	令和 4 年度 104 回
【上記の出勤実績がある場合の具体的な事例】 主な事例として ストレッチャーが必要だった。 リスクの高い既往症があった。 3 名での安全管理が必要な現場だった。 等があります。	

Q 16. 特例措置 413 を地域住民に周知する方法（広報誌やイベントでの広報活動など）や救急車の適正利用を促す啓発活動を教えてください。また、周知後に地域住民から意見や要望などがあれば併せてご回答ください。

【地域住民への周知方法等】

パブリックコメント

横浜市救急条例（仮称）に対する意見募集（平成 19 年）

記者発表

構造改革特区（第 11 次）の提案が認められました（平成 19 年）

「よこはま救急改革特区」の認定について（平成 20 年）

「横浜型新救急システム」の運用状況について（平 21 年）

【地域住民からの意見・要望】

平成 19 年のパブリックコメント「横浜市救急条例（仮称）に対する意見募集」の「119 番通報時の緊急度・重症度識別の導入と、救急隊等の弾力的運用について」に対して、賛成 130 件、条件付き賛成 94 件、反対 17 件の意見が寄せられました。

Q 17. 本事業は、救急体制や救急行政にどのようなメリットがありましたか。（重篤患者への適切な人員の配置、現着時間〇分短縮、救急自動車よりもミニ消防車や救命活動車の導入に伴い整備費用が減り財政的負担が軽減した等）様々な面から具体的にご記入ください。

重篤患者への適切な人員の配置

⇒ 2 隊 4 名 + 消防隊でなくとも 1 隊 3 名 + 消防隊で実現できている

ディスパッチレベル 1（A+）の先着隊平均現着時間と全体の先着隊平均現着時間の差 2.0 分（令和 4 年度）

⇒ 2 隊 4 名 + 消防隊でなくとも 1 隊 3 名 + 消防隊で実現できている

Q 18. Q 17 でご回答いただいたメリット（効果）は計画通り発現していますか。その要因についても具体的にご回答ください。

メリットの発現について（あてはまるものを 1 つだけ選択）

- | | | |
|-------------------------------------|---|-----|
| 1. 計画通り | ⇒ | 回答欄 |
| 2. 計画より多い | | 4 |
| 3. 計画より少ない | | |
| 4. わからない（※メリットがわからない場合は、こちらを選択ください） | | |

上記回答の具体的要因

メリットは発現しているが現在は 2 名救急とは異なる手段で実現している。

Q 19. 本特定事業を実施するにあたっての要件や手続き、関連する法制度等の問題について、お気づきの点があれば、具体的にご回答ください。

Q20. 識別プログラムの緊急度・重症度識別の正確性について課題があると、平成21年度ニーズ調査で回答をいただいております。また、令和5年4月に実施した事前調査の際に、平成21年度以降大幅な救急需要の増加により、救急情勢が変化しているため、効果的な方法を検証し、対応していくと回答をいただきました。本特定事業を実施するにあたり、現在の課題・問題や今後の検証スケジュールの予定等について具体的にご回答ください。

識別プログラムはこれまでも検証と改善を繰り返してきましたが、主に安全性向上につながる改善であり、結果として1隊2名での出場は減少しています。

今後も増加が見込まれる救急需要に対して適切な体制を検討します。

Q21. 令和5年4月に実施した事前調査の際に、求められる救急活動が高度化し、現在安全管理や交通事故防止を徹底する万全な救急体制で運用しており、時間を要するコールトリアージを縮小していると回答がありました。今後のコールトリアージの運営方法の方向性をご回答ください。

今後も救急需要逼迫時は一時的な対策としてコールトリアージの縮小を行っており、今後も継続します。

Q22. 仮に、本特定事業を全国展開（特区認定を受けなくても全国で実施可能）する場合、どのようなことが考えられますか。特に以下に示す観点から具体的にご回答ください。

- ・ 貴自治体以外で実施しても、効果・問題等が発生するか
- ・ 特区として先行して実施してきた貴自治体にどのような影響(メリット・デメリット)があるか

現場における2名で活動する救急隊のリスク、負担は他自治体でも大きいものと考えます。

また、アンダートリアージを許容するためには、強力なバックアップ体制も必要です。

さらに2隊4名体制の場合、1隊3名体制よりも多くの車両と人員が必要となることもデメリットと言えます。

⑤関係府省庁による調査結果

令和5年度調査報告(規制の特例措置用)

1. 関係府省庁名	総務省消防庁
2. 特例措置番号	413
3. 特定事業の名称	救急隊の編成基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業

4. 弊害の発生に関する調査

①	調査内容	横浜市消防局に対して、主に以下の項目について調査。(令和5年9月1日時点から遡り調査) I 特区制度の運用実績 II 運用上の支障 III 運用実績等を踏まえた課題
②	調査方法	調査票、ヒアリング、現地視察
③	調査対象	横浜市消防局救急課及び司令課
④	調査の実施時期	調査表配付: 令和5年10月～11月 ヒアリング、現地視察: 令和5年11月15日
⑤	調査結果	<p>【調査票】 ※別紙より主なポイントを抜粋、消防庁により一部追記修正。回答原文は別紙参照。</p> <p><調査内容 I 特区制度の運用実績> ●(設問3、4)特区制度の運用実績、運用実績が少ない理由について (運用実績)平成20年の認定以後、特区制度を運用した出動件数の全体は、平成22年の13,764件をピークに減少しており、令和4年には8件となっている。 (横浜市見解)運用を重ねる中で、2名体制の救急隊による活動上の負荷及びリスクについて課題が判明し、横浜市独自で追加条件を設定した。加えて、緊急度判定の安全性向上により、指令時点で傷病の程度及び緊急に搬送する必要性が著しく低いと合理的に判断される事案が減少した。</p> <p><調査内容 II 運用上の支障> ●(設問5、6)特区制度を活用できる場合に該当するが、2名体制で出場しなかった件数及び2名体制で出場しなかった理由について (運用実績)特区制度を活用できる場合に該当する事案の減少に伴って、上記の出動件数も平成24年の5,539件をピークに減少しており、令和4年には347件となっている。 (横浜市見解)特区制度を活用できる場合に該当するが2名体制で出場しなかった主な理由は、横浜市独自で定めている追加条件(設問8参照)に該当しなかったためと考えられる。</p> <p>●(設問5、7)2名体制で救急出動したものの、不測の事態が生じたことにより人員増強を実施した件数及び人員増強を実施した理由について (運用実績)上記の実施件数は、平成22年の1,062件をピークに減少しており、平成30年から令和4年までは0件が続いている。 (横浜市見解)人員増強を実施した理由である不測の事態は主に以下のとおり。 ・ストレッチャーが必要だった。 ・3名での安全管理が必要な現場であった。 ・傷病者にリスクの高い既往があった。</p> <p>●(設問8)特例要件の他に、横浜市が独自に設定した追加条件について (横浜市見解)不測の事態が生じたことを踏まえ、救急活動上のリスク回避のため、特例要件及び平成23年に横浜市独自に定められた追加条件は主に以下のとおり。 [特例要件] ・通報時における適切な緊急度判定体制及び通報から出動までの手順の確立 ・不測の事態には3人以上の救急隊員により速やかに必要な措置を実施 ・通信指令室等に医師が常駐 [追加条件] ・傷病者の対応に苦慮が予想される場合(加害、自損、酩酊状態等) ・特に現場の安全管理が必要な場合(繁華街、主要幹線道路等) ・傷病者接触までに時間を要する場合(高層階、大規模施設、駅舎等) ・夜間時間帯(22時～翌6時)の場合 ・サポート隊が不在の場合 ・救急隊長が救急救命士でない場合 ・救急隊3名乗車で署外活動中の場合 等</p> <p><調査内容 III 運用実績等を踏まえた課題> ●(設問9)2名体制運用の改善すべき点及び課題について (横浜市見解) ・2名体制の救急隊は活動上の負荷及びリスクが高く、安全上の理由から様々な条件を課して不測の事態に備える必要がある。その結果、対象事案が減少し、運用体制の整備に必要なコストに見合った効果が得られない可能性が高い。 ・2名運用救急隊として出場できたととしても、帰署するまでは3名運用救急隊に戻れないため、直近で発生した次の事案に出場できず、特に救急ひっ迫時の部隊運用への制約が想定される。</p>

		<p>【追加ヒアリング】 ※横浜市より得られた追加回答を記載</p> <p><調査内容Ⅰ 特区制度の運用実績> ●特区制度の運用実績が少ない理由について ・平成20年の認定以後、東日本大震災、平成23年に山形市で起こった119番通報時に救急車不出動と指令員が判断した後に通報者である大学生が死亡した事案、新型コロナウイルス感染症の流行などにより、救急需要における社会情勢が変化しており、救急活動上のリスク回避を考慮する必要性が高まっていること。</p> <p><調査内容Ⅱ 運用上の支障> ●救急活動上の安全配慮に関する運用上の支障について ・2名体制で出場できる追加条件を定めた背景として、安全管理面（緊急走行等）での不安が生じるといった現場の救急隊からの意見が多かった。</p> <p><調査内容Ⅲ 運用実績等を踏まえた課題> ●2名体制運用の改善すべき点及び課題について ・通報時の緊急度判定において2名体制で出場できる低緊急「C」判定を行うには、高緊急の事案と比較し、多くの項目を聴取する必要があり、長い時間を要する。さらに、出勤率が高まり救急業務がひっ迫すると、低緊急「C」判定を行うための時間を割けず、2名体制での出場を判断すること自体困難となる。 ・効果を出すために2名体制で出場するという選択は、増隊を抑えられる可能性があるが、結果的に高いリスクを背負うことになり、必要な人員確保などの運用体制の整備のコストも高くなってしまったため、増隊する方がリスク・コストの両者を抑制できると考える。</p> <p><その他> ●通信指令室に常駐する医師について ・横浜市消防局では平成10年から通信指令室に24時間体制で指導医が常駐しており、特区制度活用のために新たに指導医を確保する必要がなかった。 （※指導医の要件は、救急医として5年以上勤務し、救命センターの推薦があることとしている。）</p>
⑥	<p>特区において適用された規制の特例措置による弊害の発生の有無</p>	<p>救急業務においては、救急自動車の運転、緊急走行時における安全確認、傷病者の応急処置に関わる人員確保が必要であり、現行の救急隊の編成基準において原則として救急隊員3名以上を構成要件としている。</p> <p>救急隊員2名で構成する救急隊を運用する際にも、当然のことながら、傷病者の安全性を確保することが最優先であり、特例要件の他に、横浜市消防局では不測の事態に備えて追加条件を設定している。これらの要件遵守のため下記の課題が生じ、この解決には追加の体制整備のコストが掛かることが判明した。横浜市消防局ではコストに見合った効果が得られず、近年では、運用数が極めて少なくなっているのが実態である。</p> <p>・緊急度判定の安全性向上により、通報時における傷病程度及び緊急度の過小評価は抑制されたが、対象事案が減少した。同時に、迅速かつ的確に緊急度判定を行えるシステムを唯一導入する横浜市であっても、判定時の手順が複雑化し、労務負担が高まった。 ・運用を重ねる中で判明した課題に対応するため、迅速かつ確実な傷病者対応、現場の安全管理等に必要となる追加条件を定めたが、対象事案が減少した。 ・不測の事態が発生した場合に、3人以上の救急隊員により速やかに人員増強を実施するため、多くの人員確保をしておく必要がある。</p>
⑦	<p>全国展開により発生する弊害の有無</p>	<p>下記の点を踏まえると、本特区制度を全国展開しても、導入する消防本部は出てこないことが想定され、ニーズのない制度を全国制度として創設する弊害が生じる懸念がある。</p> <p>・特区制度による2名体制での出場においても、救急活動上のリスク回避が必要であることは他の消防本部が導入しても同様であること。 ・活動上の負荷及びリスク、その解決に必要な体制整備のコストに見合った効果が得られず、結果的に十分な運用実績も得られない可能性が高いこと。なお、特例要件の通信指令室等に医師が常駐することについて横浜市は体制整備済みであったが、他地域において発生する追加コストは本調査では評価困難であること。 ・実際、平成21年度に内閣府が実施した全国調査において新規導入ニーズはなく、その後も、導入に向けた相談等もない状況であること。</p> <p>従って、本特区制度を全国展開する場合、制度導入の是非については各消防本部において判断されるものであるが、先進的な横浜市消防局の実例においても運用実績が極めて少なくなっている中で、前提として、他の消防本部において導入ニーズがあることを再確認すべきである。</p>

構造改革特区（救急隊の編成基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業）の
実施状況に関する調査票

【記入上の注意事項】

- この調査は、構造改革特別区域の認定による「救急隊の編成基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業」（以下「特区制度」という。）の実施状況等を把握し、今後の当該事業のあり方を検討するために実施するものです。
- 回答に当たっては、令和5年9月1日現在の状況を記載してください。

- 1 貴市において、特区制度を運用していない地域等がありましたら、その地域等及び運用していない理由を教えてください。

特区制度を運用していない地域はありません。

- 2 貴市において、これまで特区制度の運用地域の拡大又は縮小を行ったことがありましたら、その経緯及び拡大又は縮小を行った理由を教えてください。

特区制度の運用地域の拡大又は縮小を行ったことはありません。

- 3 貴市の救急出動件数、救急搬送人員及び特区制度運用実績を教えてください。

	救急出動件数 (件)	救急搬送人員 (人)	特区制度運用実績	
			出動件数 (件)	搬送人員 (人)
平成20年 10月から	37423	33817	1480	1283
平成21年	148589	133175	6310	5229
平成22年	158633	140824	13764	12076
平成23年	167074	146532	2724	2479
平成24年	170288	148713	1548	1306
平成25年	173772	151409	522	444
平成26年	176118	153430	198	169
平成27年	178344	155208	80	78
平成28年	187491	163812	52	41
平成29年	193412	168515	83	69

平成30年	203768	176072	39	27
令和元年	212395	182646	17	11
令和2年	194639	164084	20	13
令和3年	204427	171021	10	8
令和4年	244086	192173	8	3
認定以後 累計	2650459	2281431	26855	23236

4 特区制度の運用実績が少ない場合（救急出動件数又は救急搬送人員に占める特区制度運用実績の割合が低い場合）、その理由を教えてください。

指令時点で傷病の程度及び緊急に搬送する必要性が著しく低いと合理的に判断される事案が減少していることに加えて、2名運用救急隊は3名運用救急隊に比べて活動上のリスクが高く、出場隊は2名での出場を選択することが少ないため。

5 傷病の程度及び緊急に搬送する必要性が著しく低いと合理的に判断される傷病者を医療機関その他の場所へ搬送する場合、特区制度を活用し、救急自動車1台及び救急隊員2名で救急隊を編制することができますが、当該場合に該当するにもかかわらず、通常の救急隊の編成（救急自動車1台及び救急隊員3名以上）で救急出動したことがあれば件数を教えてください。

また、傷病の程度及び緊急に搬送する必要性が著しく低いと合理的に判断される傷病者を医療機関その他の場所へ搬送する場合において、特区制度を活用し、救急自動車1台及び救急隊員2名で救急隊を編制して救急出動したものの、救急現場で不測の事態が生じたことにより、あらかじめ定めた基準及び要領に従って、3人以上の救急隊員により速やかに必要な措置を実施したことがあれば件数を教えてください。

	傷病の程度及び緊急に搬送する必要性が著しく低いと合理的に判断される傷病者を医療機関その他の場所へ搬送する場合に該当はするが、通常の救急隊の編成で救急出動した件数（件）	傷病の程度及び緊急に搬送する必要性が著しく低いと合理的に判断される傷病者を医療機関その他の場所へ搬送する場合において、救急自動車1台及び救急隊員2名で救急隊を編制して救急出動したものの、救急現場で不測の事態が生じたことにより、あらかじめ定めた基準及び要領に従って、3人以上の救急隊員により速やかに必要な措置を実施した件数（件）
平成20年 10月から	956	145
平成21年	3488	771
平成22年	4291	1062
平成23年	1435	103

平成24年	5539	116
平成25年	3116	15
平成26年	2013	1
平成27年	1257	0
平成28年	1012	1
平成29年	1409	1
平成30年	1142	0
令和元年	1047	0
令和2年	644	0
令和3年	541	0
令和4年	347	0
認定以後 累計	28237	2215

6 傷病の程度及び緊急に搬送する必要性が著しく低いと合理的に判断される傷病者を医療機関その他の場所へ搬送する場合、特区制度を活用し、救急自動車1台及び救急隊員2名で救急隊を編制することができますが、当該場合に該当するにもかかわらず、通常の救急隊の編成（救急自動車1台及び救急隊員3名以上）で救急出動したことがある場合、特区制度を活用しなかった主な理由を教えてください。

当局内で別途定めている救急自動車1台及び救急隊員2名で救急隊を編制するための条件に該当しなかったと考えられます。また、2名運用救急隊は3名運用救急隊に比べて活動上の負荷及びリスクが高く、事案の内容から判断して出場隊は3名出場を選択することが多くなると考えられます。

7 傷病の程度及び緊急に搬送する必要性が著しく低いと合理的に判断される傷病者を医療機関その他の場所へ搬送する場合において、特区制度を活用し、救急自動車1台及び救急隊員2名で救急隊を編制して救急出動したものの、救急現場で不測の事態が生じたことにより、あらかじめ定めた基準及び要領に従って、3人以上の救急隊員により速やかに必要な措置を実施したことがある場合、救急現場で生じた不測の事態について、主なものを教えてください。

ストレッチャーが必要だった。
リスクの高い既往症があった。
3名での安全管理が必要な現場だった。

8 傷病の程度及び緊急に搬送する必要性が著しく低いと合理的に判断される傷病者を医療機関その他の場所へ搬送する場合、特区制度を活用し、救急自動車1台及び救急隊員2

名で救急隊を編制することができますが、当該場合に該当することのほか、貴市において救急自動車 1 台及び救急隊員 2 名で救急隊を編制するための条件等がありましたら教えてください。

ディスパッチレベル 4 での救急出場指令において、A 2 隊出場可能な部隊は、救急現場における活動困難性等を考慮し、次のアからクに該当する場合は救急隊 3 名で出場し、該当がない場合は救急隊 2 名で出場することとします。

ア 救急隊 3 名乗車で署外活動中の場合

イ 夜間時間帯（22時～翌 6 時）の指令

ウ 同署所に配置の消防隊及びミニニ隊両隊又は一方が不在の場合

エ 救急隊長が救急救命士でない場合

オ 事故種別が「加害」若しくは「自損」又は加害や自損が疑われる場合

カ 傷病者が酩酊状態であると予想される場合

キ 指令先が直近に部署できない場所で、傷病者接触までに時間を要すると予想される場合（建物高層階、大規模施設、駅舎等）

ク 指令先が繁華街、自動車専用道路、主要幹線道路、道路狭隘地域等で、特に現場の安全管理が必要な場所である場合

なお、令和 5 年 9 月 1 日現在、全救急隊 84 隊中、2 人運用可能救急隊は 34 隊です。

9 これまでの特区制度の実績等を踏まえ、改善すべき点や今後における課題等がありましたら教えてください。

2 名運用救急隊の活動はリスクが高く、救急隊への負担も大きいため、コールトリアージに加えて様々な条件を課すことで不測の事態を回避する必要がありますが、結果的に 2 名運用救急隊として出場できる事案が少なくなり、運用整備の初期コストに見合った成果が得られない可能性が高いと言えます。

また、2 名運用救急隊として出場できたとしても、帰署するまでは 3 名運用救急隊に戻れないため、直近で発生した次の事案に出場できず、救急需要逼迫時に大きな影響を及ぼすと考えられます。

10 その他、特区制度に対するご意見等がありましたら教えてください。

特例措置番号709(710,711)の関連資料

- ① 評価対象となる規制の特例措置の概要 1
- ② 調査計画の概要 2
- ③ 調査結果の概要 3
- ④ 評価・調査委員会による調査結果【審議事項】 4
- ⑤ 関係府省庁による調査結果【審議事項】 14

①評価対象となる規制の特例措置の概要

特産酒類の製造事業（特例措置番号709（710,711））
（平成20年6月措置）

<これまで>

酒類を製造しようとする者は、酒類の品目別・製造場ごとに、その製造場の所在地を所轄する税務署長の製造免許を受けなければならない。製造免許の要件の一つとして、製造免許を受けた後一年間に製造しようとする酒類の見込数量が一定の数量に達しない場合は免許を受けることができない（最低製造数量基準）。

構造改革特別区の活用

<関係法令等>

酒税法第7条第2項

<取り巻く環境の変化>

地域ブランドの果実酒等の販売を通じて、交流人口の拡大や地域農産物の利用拡大を図りたいという要請が増大してきた。

地域の特産物である農産物等を原料とした単式蒸留焼酎、果実酒、原料用アルコール又はリキュール（以下「特産酒類」という。）を製造するため、特産酒類の製造免許を申請した場合には、最低製造数量基準を、単式蒸留焼酎又は原料用アルコールにあつては適用除外、果実酒にあつては2kl、リキュールにあつては1klとする。

<主な要件>

- 地方公共団体が、構造改革特別区域内において生産される農産物等であつて地方公共団体の長が特産物として指定したものをを用いた特産酒類の製造を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けること。
- 当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において、地方公共団体の長が地域の特産物として指定した農産物（当該特区内において生産されたものに限る。）や水産物（当該特区の周辺の漁場において採捕・養殖されたものに限る。）等を原料として特産酒類を製造すること。

認定計画数：132件（累計）
127件（令和6年2月末現在）
【ほか3件は国家戦略特区で活用】

◎実際の取組事例

～自然豊かな梅の里吉野川市美郷・梅酒特区～
（平成20年7月認定）

実施主体：吉野川市

吉野川市美郷地区は県内有数の梅産地であるが、安価な輸入青果による価格低迷、後継者不足等の問題が顕著化している。その一方で、同地区は、徳島市及び高松市から気軽に訪れる観光地という利点を持つ。

このため、生産現場を消費者自らが訪問できる環境づくりを進めることにより、「地域で生産し、地域に来て消費（購入）する」新たな地産地消モデルを構築し、生産者の顔が見える「安全・安心」な地元産梅を使用した梅酒をセールスポイントとして活用することで、新たな美郷ブランドを確立し、交流人口の増加及び地域経済の活性化を図る。



②調査計画の概要

特例措置の番号	709 (710, 711)
特例措置の名称	特産酒類の製造事業の一部(単式蒸留焼酎及び原料用アルコールに関する事項)
措置区分	法律
過去の評価時期	H31(R1)

1. 過去の評価結果の概要

平成31年度(令和元年度)の評価においては、

- ・評価・調査委員会の調査では、観光客の増加が見込まれ、地域のPRにつながっている、原料を地域ブランドとする計画があること等が確認された。
- ・関係府省庁による調査では、酒税の納税申告実績は1件で、当該1件に期限後申告の問題があったとのことであった。

評価・調査委員会では、現段階では全国展開による効果・弊害の判断には件数が少ないとしつつ、次のような意見・提言が出された。

- ・税務行政コストは業務体制の工夫による節減の可能性があるのではないか。
- ・納税申告において発生した問題は、特定事業に起因するものであるかどうか精査するとともに、必要な防止措置を講ずべき。
- ・本特定事業の他の酒類(果実酒、リキュール)や特定事業707(708)「特定農業者による特定酒類の製造事業」も含め酒税法関係の特定事業は地域振興としての意義が大きく、また特区固有の弊害は比較的少ないといえるのではないかと。

関係府省庁及び評価・調査委員会は、現在及び今後認定される特区における新たな弊害・効果の発生について引き続き情報収集することとし、その状況を踏まえ、令和5年度に改めて評価を行うこととされた。

2. 過去の評価結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

- 関係府省庁から、認定件数が増加した場合、税務執行のコスト上昇が課題となり得るとの見解が示された。

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認すべき点

- 本特例措置の活用実績(製造事業者数、製造施設数、製造数量等)、本特例措置の活用による経済・社会的効果(雇用の創出、産業への波及、住民のまちづくりへの取組意識の向上等)の発現を確認する。
- 本特例措置の活用により弊害(記帳義務、納税申告義務の不履行等)が生じていないかを確認する。

4. 本年度の調査計画案で新たに追加した質問項目及びその概要

- 全国展開にあたっての影響(メリット面・デメリット面)
- (認定地方公共団体への質問) 特区内であれば製造免許を受けなくても特定酒類を製造できる等の誤認による違反事例の発生等を防止する観点から求められている、制度内容の広報等の手法

調査結果の概要

特例措置番号	709（710、711）
特定事業の名称	特産酒類の製造事業の一部（単式蒸留焼酎又は原料用アルコールに関する事項）
措置区分	法律
過去の評価時期	令和元年度
調査対象の件数（回収数）	7件（回収数7件）

1. 本年度の調査結果の概要

- 評価・調査委員会の調査では、
 - ・観光客の増加や雇用創出等により地域活性化につながっていることが確認された。また、特区限定であることによる希少価値が認められることが確認された。
 - ・製造した焼酎を使用した特産品の創出や余剰原料を使用した特産品の開発計画があることが確認された。
- 財務省の調査では、
 - ・酒税の納税申告実績は5者で、3者について問題が認められた。内訳としては3者に期限後申告、1者に期限後納付、1者に過少申告（自主修正）、1者に記帳義務誤りの問題が認められた。（複数の項目に該当する者がいるため、者数の合計と一致しない。）
今回の調査においては、無免許製造の事例は確認されなかった。
 - ・限られた酒税担当職員数の下、適正・公正な課税の確保を図るためには、1者当たりの指導等に相当の事務量を費やさざるを得ない状況にあるとの見解が示された。
 - ・国税局等では、随時、申告、記帳等の指導を行っているが、今後こうした状況が改善されず、特例適用者が増加した場合には、更なる法令違反の増加が見込まれ、適正・公平な課税の確保に支障をきたすこととなるとの見解が示された。

2. 本年度の調査結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

- 財務省の調査では、
 - ・納税申告実績における問題及び税務調査における法令違反の発生状況や現行の税務執行体制に鑑みれば、全国展開により特例適用者が増加した場合には、更なる法令違反の増加や税務執行コストの増大が想定されると考えているとのことであった。

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認した点

- 評価・調査委員会の調査では
 - ・仮に全国展開される場合、全国各地で地域活性化及び業界の活性化が図られる可能性がある一方、特区限定であることによる希少価値が失われる、また、競合先の増加による業績停滞（または悪化）も懸念されるという意見があった。

④評価・調査委員会による調査結果

特例措置番号	709 (710、711)
特定事業の名称	特産酒類の製造事業の一部（単式蒸留焼酎又は原料用アルコールに関する事項）
措置区分	法律
特例措置の内容	地域の特産物である農産物等を原料とした単式蒸留焼酎又は原料用アルコールを製造しようとする者が、これらの酒類の製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準（単式蒸留焼酎10キロリットル、原料用アルコール6キロリットル）を適用除外とする。

【規制の特例措置に共通の質問項目】

特区計画について（Q1～Q5）

都道府県	認定地方公共団体	特区の名称	進捗状況	効果
東京都	青ヶ島村	青酎特区	予定より進んでいる／実施している	計画当初から期待していた効果が発現している
静岡県	三島市	箱根西麓・三島焼酎特区	予定より遅れている／実施できていない	わからない（未実施のため）
愛知県	碧南市	醸造のまち碧南 焼酎特区	予定どおりに進んでいる／実施している	計画当初から期待していた効果が発現している
三重県	多気町	多気町ほろよい焼酎特区	予定より進んでいる／実施している	計画当初から期待していた効果が発現している
兵庫県	上郡町	上郡ワイン等農産品活用特区	予定より遅れている／実施できていない	当町では、まずはワインの醸造施設の整備を目指して事業者と協議を進めているところであるが、資金調達や立地選定において時間を要したため、製造施設の建設が当初計画より遅延しており、令和6年度以降の建設を見込んでいる。一方、当該事業者の町内でのぶどう生産は順調で、販路の拡大や製品開発などにも精力的に取り組んでいるところ。以上のことから、当初計画で期待したとおりではないが、一定の効果は発現しているものと考えている。なお、単式蒸留焼酎及び原料用アルコールに関する事業については、ワインに関する事業が軌道に乗った段

				階で、検討を進めていきたいと考えている。
鹿児島県	三島村	みしま村芋焼酎特区	予定どおりに進んでいる／実施している	計画当初から期待していた効果が発現している
東京都	檜原村	檜原村じゃがいも焼酎特区	予定どおりに進んでいる／実施している	計画当初から期待していた効果が発現している

【規制の特例措置ごとに異なる質問項目】

<認定地方公共団体への質問>

Q 6. 単式蒸留焼酎または原料用アルコールの製造事業、製造施設数、製造数量（また、それに対する製造期間）を具体的にご記入ください。

<ポイント>

・事業を開始した地方公共団体では、一定の単式蒸留焼酎の製造が行われている。

自治体名	製造事業者数	製造施設数	製造数量（リットル）/製造期間
青ヶ島村	青ヶ島酒造合資会社	1施設	単式蒸留焼酎 151,502 リットル 平成 29 年 12 月～令和 5 年 3 月 参考：R4. 1～R4.12 製造量 7,100 リットル
三島市	-	-	-
碧南市	杉浦味淋株式会社	1施設	単式蒸留焼酎（にんじん焼酎） 製造：0 リットル 出荷：1,001 リットル 令和 5 年 1 月～令和 5 年 12 月 （製造は令和 4 年 1 月～令和 4 年 12 月）
多気町	㈱角谷文治郎商店	1施設	単式蒸留焼酎 6,000 リットル （令和 4 年 9 月 1 日～令和 5 年 8 月 31 日）
上郡町	-	-	-
三島村	みしま焼酎 無垢の蔵（公設公営）	1施設	単式蒸留焼酎 2,874 リットル（アルコール 35%） 令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月（令和 4 年度）
檜原村	株式会社ウッドボックス	1施設	単式蒸留焼酎 3,000ℓ 令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

Q7. 本事業は、地域にどのようなメリットがありましたか。（観光客の増加、農業者の増加等）また、それらのメリットの中には、全国的な規制改革ではなく、特区であるがゆえのメリットはありますか。様々な面から具体的にご記入ください。

<ポイント>

・観光客の増加や雇用創出等により地域活性化につながっていることが確認された。また、特区限定であることによる希少価値が認められることが確認された。

自治体	地域にどのようなメリットをもたらしたか。	特区であるがゆえのメリットはあるか。
青ヶ島村	テレビをはじめメディアで取り上げられ、観光客が増加。	島内でしか飲めない幻の酒として、価値が高まっている。
三島市	-	焼酎特区が呼び水となり、市内にウイスキー蒸留所がオープンする等、新たな産業が創出された（まずはウイスキーを製造し、ゆくゆくは特区制度を活用した焼酎製造にチャレンジしたいとのこと）。
碧南市	市の特産物であるにんじんを、野菜としてではなく、嗜好品として提供できた。	農家と醸造という二つの特産品を、碧南市内で新たな特産品として生むことが出来る。
多気町	地場産米の生産需要を高めたことで、耕作放棄地や遊休農地が減少した。 また、リゾート施設内で地域の特産品を集めた産直市場との相乗効果で、観光客が増加した。	新たな特産品物及び地域ブランドの創出、農業生産の拡大等地域農業の振興が図れた。 また、観光客など交流人口の拡大により、地域の活性化が図れた。
上郡町	単式蒸留焼酎または原料用アルコールの製造事業にはまだ着手できていないため、現時点では、具体的なメリットはありません。	-
三島村	本村のPR、雇用創出、移住者の受入増加、高齢者の生き甲斐づくり、視察・観光客などの増加などが図られた。また、地域の特産物を使用した焼酎であることから、地域住民の関心や愛着が増し、地域活性化にも寄与している。	単式蒸留焼酎製造者が競合状態にある本県で特区を活用したことにより、他の焼酎製造者からのご協力を受けることが出来た。また、特区を活用していることにより国・県・民間団体より注目され、広いPR活動につながっている。
檜原村	檜原村の特産品であるじゃがいもを活用した本事業により、地域のじゃがいも生産者でじゃがいも組合を設立し、農業振興の一端を担えた。	檜原村は急峻な山々とこれらを繋ぐ尾根に囲まれ93%は山林が占めており、平地の畑が少ない中で特産品であるじゃがいもを原料として本事業を行っているため、特区認定を受けたことで事業が可能となった。

Q8. Q7で回答いただいたメリット及び特区であるがゆえのメリットについて、仮に全国的な規制改革（特区だけではなく全国で本事業が実施可能となる）が行われた場合、どのような影響があると考えられますか。メリット面、デメリット面を具体的にご記入ください。

<ポイント>

・仮に全国展開される場合、全国各地で地域活性化が図られる可能性がある一方、特区限定であることによる希少価値が失われる、また、競合先の増加による業績停滞（または悪化）も懸念されるという意見があった。

自治体	メリット面	デメリット面
青ヶ島村	知名度が向上する。	島に来た人しか飲めないという特別がなくなる。 高値の転売により評判が下がる。
三島市	-	他の地域との差別化が難しくなる。
碧南市	市内事業者の多方面の事業展開。農作物、特産物の付加価値の向上による関連産業の振興。	-
多気町	全国各地で、その地域しか知られていない地場産品を使用することにより、地域に根付く新たな産業を創出できる。	特に無いと思います。 全国各地で、地域が活躍する場所を確保できます。
上郡町	短期的には、全国各地で特色を活かした製品が開発され、活性化が図られると見込まれます。	中長期的には、自治体間の競争の激化であったり、全国的な大規模資本の参入を招き、地域に根ざした事業を行う中小零細事業者が圧迫されることを危惧します。
三島村	製造に関する規制改革が行われた場合、大規模製造や事業拡大も可能となり、本事業の目的である雇用創出・定住促進に大きく寄与すると考えられる。また、業界全体の活性化が見込まれる。	大規模製造や事業拡大を実施する際の財源確保（資金調達）が必要となる。 また、競合先の増加による、業績停滞（または悪化）も懸念される。
檜原村	特になし	特になし

Q 9. 単式蒸留焼酎又は原料用アルコールに関連した新たな食品、加工品等の地域ブランドの開発・製造販売などの例がありましたら、具体的にご記入ください。

<ポイント>

- ・製造した焼酎を使用した特産品の創出や余剰原料を使用した特産品の開発計画があることが確認された。

自治体	内容
青ヶ島村	なし
三島市	-
碧南市	なし
多気町	美醜 VIRIN de ISE (みりん) の製造。すべての原材料が多気産米。 地産地消の推進と、みりんの本場「三河」の伝統技術の融合による製品開発。
上郡町	-
三島村	現在、余剰芋を使用した特産品（さつまいもチップス）の試作を行っている。
檜原村	現在製造しているじゃがいも焼酎に木から作る酒をブレンドした「木の酒」について、令和4年度に試験製造・販売し、今年度作業施設等整備し、令和6年度から本格的に製造・販売する予定。

Q 10. 本特定事業を実施するにあたっての要件や手続き、他の法制度等の問題について、お気づきの点があれば、具体的にご記入ください。また、問題点等あれば、その改善策についてもご記入ください。

<ポイント>

- ・製造免許の経営基礎要件の緩和を希望する意見があった。

自治体	内容
青ヶ島村	なし
三島市	経営基礎要件として、直近3事業年度の全てで資本等の額の20%を超える額の欠損を生じていないこと、という要件があるが、コロナ禍においてクリアすることが難しく、特区制度にチャレンジしようとした事業者はいたものの、この要件により製造免許の申請ができなかったケースがあったので、要件緩和をお願いしたい。
碧南市	なし
多気町	-
上郡町	特にありません
三島村	なし
檜原村	特になし

Q11. 特区に認定されたことで、特区内であれば製造免許を受けなくても特定酒類を製造できるといった誤認による違反事例の発生等を防止する観点から、制度内容の広報等を積極的に行うことが求められていますが、どのような広報等を行われましたか。具体的にご記入ください。

<ポイント>

・ホームページによる広い周知や問い合わせの都度、説明しているという回答があった。

自治体	内容
青ヶ島村	特に行っていない。 酒類製造者は全員、青ヶ島酒造合資会社に所属・登録されており、また小さな自治体では違反があればすぐわかるため、違反しようとする人もいない。
三島市	市 HP に掲載
碧南市	ホームページの掲載。新聞社への報道発表。
多気町	当時、特定酒類を製造できるといった誤認が無いように、ホームページ等には記載をしていないが、直接事業者の説明を行った。
上郡町	小さな町であるため、不特定多数の方を対象にした広報は行っていませんが、事業者からの問い合わせがあれば、制度の内容を説明することとしています。
三島村	年間製造数量や原材料について制限があることなど、特区制度内容に準じた広報および営業活動を実施している。
檜原村	特に行っていない

<実際に事業を行う事業者への質問>

Q12. 本事業は、貴社（組織、団体等）にどのようなメリットがありましたか。（地域ブランド化、特産酒類の販売拡大等）また、それらのメリットの中には、全国的な規制改革ではなく、特区であるがゆえのメリットはありますか。様々な面から具体的にご記入ください。

<ポイント>

・観光客の増加や雇用創出等により地域活性化につながっている。また、特区限定であることによる希少価値が認められることが確認された。

自治体	貴社（組織、団体等）にどのようなメリットをもたらしたか。	特区であるがゆえのメリットはあるか。
青ヶ島村	広報、販促活動の為に開催している「試飲会」の参加者が増加している。（別添参照） 島内所在の民宿、居酒屋でも提供しており人気が高い。	試飲会に参加した方が「島へ来なければ飲めない酒」とSNSで発信して下さるので知名度が上がった。
三島市	-	-
碧南市	自社製の原料用焼酎の製造のノウハウを活用し、新たなBtoC商品を開発することができた。	地元特産品で造る製品で、自社サイト、SNS等で幅広く全国の皆様に知ってもらえるようになった。 また原材料を作る生産者、JA様との関係性、パイプが広がった。
多気町	地場産原料を使い、仕込、醸造、熟成を経て、一年後びん詰め製品化されて売り場で直接消費者に説明販売するので理解されやすい。	-
上郡町	-	-
三島村	認定地方公共団体＝事業者であり、Q7と同じ。	認定地方公共団体＝事業者であり、Q7と同じ。
檜原村	事業計画をもとに、村内外でのご理解とご支援をいただき、焼酎の製造・販売にとどまることなく、自主事業（檜原産材の海外販路開拓）での生産性が向上し、賃金アップにも寄与できた。引き続き、村内従事者を増やしたいと考えている。	限られた生産量である檜原産じゃがいもを使用した焼酎の少量生産を可能にいただいたことで、農作物としての「特産品 檜原産じゃがいも」の認知度向上に加え、付加価値を高めることができた。そのことにより、一次産業従事者の生産意欲向上の一助となった。

Q13. Q12で回答いただいたメリット及び特区であるがゆえのメリットについて、仮に全国的な規制改革（特区だけではなく全国で本事業が実施可能となる）が行われた場合、どのような影響があると考えられますか。メリット面、デメリット面を具体的にご記入ください。

<ポイント>

・仮に全国展開される場合、全国各地で業界の活性化が図られる可能性がある一方、特区限定であることによる希少価値が失われる、また、競合先の増加による業績停滞（または悪化）も懸念されるという意見があった。

自治体	メリット面	デメリット面
青ヶ島村	全国で実施した場合、特にメリットはないと思う。	来島時の試飲会参加者が減少する。
三島市	-	-
碧南市	地元の特産品が幅広く、全国に知れ渡りきっかけになる。	特区制限を設けないと、ビジネスで資本を持っている企業が参入してくる。
多気町	-	-
上郡町	-	-
三島村	認定地方公共団体＝事業者であり、Q8と同じ。	認定地方公共団体＝事業者であり、Q8と同じ。
檜原村	焼酎特区が増えれば、伸び悩んでいる焼酎の海外販路開拓の一助となり、少量多品証の「地域色の強い、面白い焼酎群」として、海外へのアピールが行いやすくなると考える。焼酎製造に新規参入が可能であれば、若年層の生産者の増加、新しい形でのプロモーションの可能性が広がる。	現在在る、蔵元の事業承継が最優先事項と考えると、焼酎製造を希望する人材の分散が起きることがデメリットと考える。

Q14. 特区計画・事業の推進にあたり、国の関係機関（税務署等）からは、どのような支援・協力が得られましたか。また、得られていますか。

<ポイント>

- ・税務署の配慮や丁寧な指導があることが確認された。

自治体	内容
青ヶ島村	税務署からは申請書類の申請方法、計画の進め方等、指導いただいた。
三島市	-
碧南市	地元特産で造る加工品をさらに自社技術で広げ売り上げ増で、納税増を推進する目的で、特区製造限定免許の緩和で取得し易かった。
多気町	-
上郡町	-
三島村	事業を開始するにあたって、管轄税務署より各種申請・申告手続きなど、全面的にサポートいただいた。また、現在も必要に応じ適宜相談するようしており、その都度サポートを受けている。
檜原村	製造～納税までの一連の流れに沿って、手厚くご指導いただいている。現地での指導もあり大変感謝している。

Q15. 本特定事業を実施するにあたっての要件や手続き、他の法制度等の問題について、お気づきの点があれば、具体的にご記入ください。また、問題点等あれば、その改善策についてもご記入ください。

<ポイント>

- ・他の酒類及び原材料の最低製造数量基準の緩和を希望する意見があった。

自治体	内容
青ヶ島村	なし
三島市	-
碧南市	焼酎のみならず、地元特産品で造る酒類の枠をさらに緩和してほしい。農業生産者の支援、地元のPRにつながる。
多気町	-
上郡町	-
三島村	なし
檜原村	現在、木よりセルロースを取り出し、「木の酒」を製造している。しかし、木は農作物ではない、とのことで原材料の追加申請ができなかった。ぜひ、食品としての木からとれるセルロースを原料として認めていただきたい。

⑤関係府省庁による調査結果

令和5年度調査報告(規制の特例措置用)

1. 関係府省庁名	財務省
2. 特例措置番号	709(710,711)
3. 特定事業の名称	特産酒類の製造事業の一部(単式蒸留焼酎及び原料用アルコールに関する事項)

4. 弊害の発生に関する調査

① 調査内容	納税申告義務の不履行等の法令違反の発生が想定されることから、記帳義務等が適正に履行されているか、申告内容が適正か、納税が適正に行われているか等について調査を行うとともに、この特例の創設に伴い、構造改革特別区域内において、特例適用者以外の者による酒類の無免許製造が行われていないか確認する。 また、執行コスト増大が想定されることから、税務執行コストの状況について検証する。
② 調査方法	特区の認定地域を所轄する国税局及び税務署(国税局等)に対し、特例適用者に対する調査・指導実績等の報告を求める。
③ 調査対象	特区の認定地域を所轄する国税局等
④ 調査の実施時期	調査票の配付 令和5年10月 調査票の回収 令和5年11月 調査結果の取りまとめ 令和5年12月
⑤ 調査結果	○特例適用者:6者 (うち1者については、令和5年5月末に免許を取得しており、 特区に係る酒類の移出を行っていないため、令和5年8月時点で申告実績がない。) 1. 納税申告実績 納税申告実績は5者あり。3者について問題が認められた。 2. 法令違反の発生状況等 ○税務調査者数 : 特例適用者6者中3者 ○非違のあった者数 : 1者 ○非違割合 : 33. 3% 調査対象期間内(令和4年9月～令和5年8月)に税務調査を実施した3者のうち、 1者について記帳義務の不履行が認められた。 なお、特区内において、無免許製造を行っている事例は確認されなかった。 3. 税務執行コスト ①税務執行にかかった1場当たり所要日数は、約12. 8人日 ②酒税担当職員が配置された税務署から特例適用者6者の製造場までの 平均距離(片道)・平均所要時間は、82km、1時間50分程度。 ※最大380km、5時間00分程度 (注)詳細は「別紙」のとおり
⑥ 特区において適用された規制の特例措置による弊害の発生の有無	1. 納税申告実績、法令違反の発生状況等 (1)納税申告実績のある5者中3者において、納税申告実績に問題が確認されている。また、3者に税務調査を実施したところ、1者について記帳義務の不履行が確認されている。国税局等では、特例適用者に対して、随時、申告、記帳等の指導を行っているが、今後こうした状況が改善されず、特例適用者が増加した場合には、更なる法令違反の増加が見込まれ、適正・公平な課税の確保に支障をきたすこととなる。 (2)今回の調査においては、無免許製造の事例は確認されなかった。 2. 税務執行コスト 限られた酒税担当職員数の下、適正・公正な課税の確保を図るためには、1者当たりの指導等に相当の事務量を費やさざるを得ない状況にある。

⑦	全国展開により発生する弊害の有無	<p>国税局等は、随時、申告、記帳等の指導を行っているが、納税申告事績のある5者中3者において納税申告事績に問題が発生しており、税務調査を実施した3者のうち1者において非違が認められている。</p> <p>こうした状況や現行の税務執行体制に鑑みれば、全国展開により特例適用者が増加した場合には、更なる法令違反の増加や税務執行コストの増大が想定される。</p>
---	------------------	---

調査の結果

1 納税申告義務の不履行等の発生の状況

(1) 納税申告事績の状況

納税申告事績のある5者のうち、3者について問題が認められた。

※複数の項目に該当する者がいるため、内訳の者数の合計と一致しない。

	令和5年調査
期限後申告のあった者数	3者
期限後納付のあった者数	1者
過少申告（自主修正）のあった者数	1者
税務調査により非違のあった者数	1者

(2) 税務調査による非違の状況

調査対象期間内（令和4年9月～令和5年8月）に税務調査を実施した者は3者だった。

	令和5年調査
特例適用者数	6者
税務調査者数	3者
非違のあった者数（非違割合）※再掲	1者 (33.3%)
内訳 記帳義務誤り	1者
内訳 申告・届出義務誤り	0者

2 特例適用者以外の者による無免許製造の有無の確認

特区内において、無免許製造を行っている事例は確認されなかった。

3 税務執行コストの状況

指導等の状況	対象者数	所要日数	一場当たり所要日数
免許審査日数	1者	2.0人日	2.0人日
指導日数（免許付与前）	1者	0.7人日	0.7人日
指導日数（免許付与後）	0者	0.0人日	0.0人日
酒税調査日数	3者	30.4人日	10.1人日
合計		33.1人日	12.8人日

（注）免許申請を取り下げた者を除く。

4 その他参考事項

製造場までの平均距離、平均所要時間

平均距離 81.7km（最長：380.0km、最短：1.8km）

平均所要時間 1時間53分（最大：5時間00分、最小：23分）

特例措置番号712の関連資料

① 評価対象となる規制の特例措置の概要	1
② 調査計画の概要	2
③ 調査結果の概要	3
④ 評価・調査委員会による調査結果【審議事項】	4
⑤ 関係府省庁による調査結果【審議事項】	14

①評価対象となる規制の特例措置の概要

清酒の製造場における製造体験事業（特例措置番号712） （令和元年12月措置）

<これまで>

酒類を製造しようとする者は、酒類の品目別・製造場ごとに、その製造場の所在地を所轄する税務署長の製造免許を受けなければならない。既に清酒の製造免許を受けていても、別の製造場で清酒を製造する場合には、新たに免許を取得する必要がある。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

酒税法第7条第1項

<取り巻く環境の変化>

廃校舎や道の駅等を利用した清酒の体験製造場を作ることによって地方創生や観光振興を図りたい、との要望が既存の酒蔵から出されている。

清酒の製造免許を受けている者が、その地域の活性化を図ることを目的として、地域の魅力の増進に資する施設において清酒の製造体験を提供する場合には、税務署長の承認により、当該施設内に設ける体験製造場を既存の製造場と一の製造場とみなす。

<主な要件>

- 実施主体が、当該特区内において、清酒の製造免許を受けていること。
- 清酒の体験製造場が、当該特区内に所在する地域の魅力の増進に資する施設内に設置されること。
- 特区認定後に、既存の製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けること。
- 一の清酒の製造場につき、一の体験製造場に限ること。

認定計画数：5件（累計）
5件（令和6年2月末現在）

◎実際の取組事例

～佐渡・学びの日本酒特区～
（令和2年3月認定）

実施主体：佐渡市

農業経営者の高齢化と担い手不足等から農家戸数が減少傾向にあり、耕作放棄による農地の荒廃、地域活力の低下が進んでいる。これを克服し魅力ある地域づくりを進めるために、加工等による地場資源の高付加価値化、さらに観光産業等と連携しての販売促進やブランド化による6次産業化を行う。

島内外の参加者が学ぶ「学校蔵の特別授業」等の取り組みを行っている学校蔵において、主要農産物である米を原材料とする清酒の製造体験を実施し、地域の活性化を図る。



②調査計画の概要

特例措置の番号	712
特例措置の名称	清酒の製造場における製造体験事業
措置区分	法律
過去の評価時期	—

1. 過去の評価結果の概要

(本年度が最初の調査)

2. 過去の評価結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

(本年度が最初の調査)

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認すべき点

- 本特例措置の活用実績、経済的社会的効果（観光入込客数・宿泊数の増加、雇用機会の創出、売上拡大等）の発現を確認する。
- 本特例措置の活用による弊害（納税申告義務、記帳義務の不履行、税務当局の検査や調査による指摘事項等）の発生有無を確認する。

4. 本年度の調査計画案で新たに追加した質問項目及びその概要

(本年度が最初の調査)

③調査結果の概要

特例措置番号	712
特定事業の名称	清酒の製造場における製造体験事業
措置区分	法律
過去の評価時期	-
調査対象の件数（回収数）	5件（回収数5件）

1. 本年度の調査結果の概要

- 評価・調査委員会の調査では、
 - ・5自治体のうち4自治体が、当初の予定どおり製造体験事業を実施し、期待していた効果が発現していることが確認された。
 - ・主に、「観光入込客数」や「売上・販路拡大」について一定の効果があった。
 - ・また、不適切な事業内容、違反事例及び申告納税・帳簿記載に係る指摘事などの弊害については確認されなかった。
 - ・一方、効果が発現した理由として、「特区」であるがゆえのメリットが確認されたほか、仮に全国展開される場合には、既に特区で実施している地域への効果に負の影響を及ぼす可能性があり、特区としての独自性・プレミアム性が存在することが確認された。
- 財務省の調査では、
 - ・国税局等は、随時、申告、記帳等の指導を行っているが、特例適用者4者のうち2者に税務調査を実施し、2者において問題が認められた。
 - ・無免許製造の事例は確認されなかった。
 - ・限られた酒税担当職員数の下、適正・公正な課税の確保を図るためには、1者当たりの指導等に相当の事務量を費やさざるを得ない状況にあるとの見解が示された。

2. 本年度の調査結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

- 財務省の調査では、
 - ・国税局等は、随時、申告、記帳等の指導を行っているが、特例適用者4者のうち2者に税務調査を実施し、2者において問題が認められた。
 - ・当該状況や現行の税務執行体制に鑑みれば、全国展開により特例適用者が増加した場合には、更なる法令違反の増加や税務執行コストの増大が想定されることが示された。

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認した点

- 評価・調査委員会の調査では
 - ・事業を実施しているすべての自治体から、本特定事業を実施するにあたって弊害はないという回答があった。
 - ・全国展開された場合、特区としての独自性がなくなり、発現した効果が薄れる等懸念を示す回答があった。

④評価・調査委員会による調査結果

特例措置番号	712
特定事業の名称	清酒の製造場における製造体験事業
措置区分	法律
特例措置の内容	清酒の製造免許を受けている者が、その地域の活性化を図ることを目的として、地域の魅力の増進に資する施設において清酒の製造体験を提供する場合には、税務署長の承認により、当該施設内に設ける体験製造場を既存の製造場と一の製造場とみなす。

【規制の特例措置に共通の質問項目】

特区計画について（Q1～Q5）

都道府県	認定地方 公共団体	特区の名称	進捗状況	効果
新潟県	佐渡市	佐渡・学びの日本酒特区	予定どおりに進んでいる／実施している	計画当初から期待していた効果が発現している
愛知県	設楽町	設楽のどうまいコメで酒づくり体験特区	予定どおりに進んでいる／実施している	計画当初から期待していた効果が発現している
奈良県	大和郡山市	元気城下町(やまところおりやま)清酒製造体験特区	予定どおりに進んでいる／実施している	計画当初から期待していた効果が発現している
大分県	宇佐市	宇佐のうまい酒製造体験特区	予定どおりに進んでいる／実施している	計画当初から期待していた効果が発現している
北海道	深川市、 上川町	北の大地の清酒製造体験特区	予定より遅れている／実施できていない	発現していない

【規制の特例措置ごとに異なる質問項目】

Q6. これまでに実施した製造体験事業における実施回数、1回の製造体験に要する日数及び参加人数について、年度別にご回答ください。

<ポイント>

・佐渡市は1回あたりの体験に要する日数を長めにした密な体験である一方、その他の自治体は、1回あたりの体験に要する日数を短めにして回数を頻繁に実施している特徴がみられる。

自治体	年度	実施回数	1回の製造体験に要する日数	参加人数合計
佐渡市	R2	1回	7日間	3人
	R3	3回	7日間	14人
	R4	5回	7日間または20日間	17人
設楽町	R2	-	-	-
	R3	134回	1日	362人
	R4	85回	1日	199人
大和郡山市	R2	-	-	-
	R3	-	-	-
	R4	24回	半日	128人
宇佐市	R2	-	-	-
	R3	-	-	-
	R4	91回	1日	173人

Q7. 本事業による想定される効果例を示しますので、効果の有無及び内容・理由についてご回答ください。なお、得られた便益や削減されたコストを示すなど、可能な限り定量的かつ具体的にご回答ください。

<ポイント>

・主に「観光入込客数」や「売上・販路拡大」について一定の効果が発現している。

自治体	効果	効果の有無	内容・理由
佐渡市	観光入込客数	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	製造体験を通じた長期間滞在による佐渡ファンの育成により、令和4年度の参加者17名のうち、8名は再訪者となっており、国内だけでなく海外からも来島している。
	雇用の創出	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	製造体験を行う「学校蔵」だけでなく、併設して日本酒の副産物と佐渡食材を活用した発酵食品を提供するためのカフェを運営することにより、さらなる雇用創出に繋がっている。
	平均宿泊数	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	製造体験にともない、7日間・20日間等の長期滞在に繋がっている。
	売上・販路拡大	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	商品のブランド化（学校蔵）だけでなく、体験された方が購入し、周りに購入を勧める形で販路拡大に繋がっている。
設楽町	観光入込客数	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	本町にとって新たな体験型の観光資源であり、そこから波及する田植え、稲刈りなどの交流人口の増加がある。田植え、稲刈り共、限定50人。
	雇用の創出	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	新たに雇用の創出はない。
	平均宿泊数	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	宿泊施設が本事業の付近にないため、宿泊が増えることはない。
	売上・販路拡大	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	当該施設の利用者が近隣施設を利用するなど誘客に繋がる。
大和郡山市	観光入込客数	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	体験は予約制のため、参加者＝体験目当ての新規観光客と見込める。また参加者は体験中の空き時間で周囲を散策できる。
	雇用の創出	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	酒蔵の既存社員にて対応しているため増加はない。
	平均宿泊数	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	酒造体験は1日で完了するため、宿泊を伴わない。
	売上・販路拡大	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	酒蔵はもとより、近隣の飲食店についても体験参加者が周遊することで新規客を獲得できている。
宇佐市	観光入込客数	不明	本施設が開業したのは令和4年5月であり、令和2年からのコロナ禍の影響もあり、効果測定困難。
	雇用の創出	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	本施設による新規雇用 5名（パート）。
	平均宿泊数	不明	観光入込客数と同様に測定困難。
	売上・販路拡大	不明	〃

Q8. Q7で回答した効果（メリット）について、全国的な規制改革ではなく、特区であるがゆえのメリットはありますか。

<ポイント>

・特区として限られた地域でのみ行えるという点においてメリットがあるといえる。

自治体	内容
佐渡市	特区制度だからこそ「酒造りの体験から地域活性化に繋げる」という発想に繋がり、実現に至ったと考えている。
設楽町	本町の名前は知らずとも関谷醸造株式会社は知っているという愛知県民は多い。その状況で特区として関谷醸造（株）のお酒を同じ町内で製造体験できる特別感やはり特区としてのメリットである。
大和郡山市	酒蔵を有する地域として、当市はそこまで有名でないものの、外国からの観光客が体験に訪れるなどしており、仮に全国の酒蔵所在地で行われた場合には、知名度において来客先が移ることも考えられるため、特区として限られた地域で行えていることにメリットを感じる。
宇佐市	<p>【識る、感じる、愉しむ “酒づくりの営み” を体験】</p> <p>清酒醸造場では、酒づくりのこだわりを見て、触れて、学ぶ「酒蔵体験プログラム」を実施しており、精米から蒸米、麴づくり、仕込み、貯蔵など“酒づくりの営み”の全てがここで行われ、また、麴の香りに包まれながら、普段は目にすることができない酒づくりの様子を目の前で見ることができ、会話を通して日本酒文化や発酵文化の発信につながる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できたての日本酒を味わうことができ、この場所でしか味わえない美味しさを愉しめる。 ・地元の食材を使った料理や発酵文化などを見直すことや継承につながる。 ・一つの拠点施設として、各種イベントや人々が集うことができる場として、地域には欠かせない場所になっている。

Q9. 仮に、本特定事業を全国展開（特区認定を受けなくても全国で実施可能）する場合、どのようなことが考えられますか。特に以下に示す観点から具体的にご回答ください。

- ・ 現在認定を受けている特区以外で、実施事業者が増加するか
- ・ 貴地域以外で実施しても、効果・弊害等が発生するか
- ・ 特区として先行して実施してきた貴地域にどのような影響（メリット・デメリット）があるか

<ポイント>

・ 全国展開された場合には、既に特区で実施している地域への効果に影響を及ぼす可能性があり、特区としての独自性・プレミアム性が存在することが確認できる。

自治体	内容
佐渡市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施事業者が増加する可能性はあると考えられる。 ・ 特区としての優位性を活かしたプロモーションを実施しているが、その効果が薄れる可能性がある。
設楽町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特区でなければメリットがないため増加しない。 ・ 独自性が無くなると考えられる。 ・ 独自性がなくなるデメリットしかない。 <p>（特区はある意味プレミアムと捉えている）</p>
大和郡山市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施事業者については、日本酒の消費量が低調な中で事業者にとっても新規事業となるためチャレンジする事業者は出てくると思われる。当市は市の観光の中心地に体験酒蔵がオープンしたことで訪れる客も堅調になっていると思われるので、他地域においても、いわゆる観光地の中にオープンすれば効果が発揮されるのではないかと。ただし、仮に他地域、特に県内近隣地で同様の事業が実施されれば来客数への影響は少なからずあると思われる。
宇佐市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 酒税法の関係や施設整備に関して基準が大変厳しいため、余り増加は見込めないのではないかと。 ・ 新たな施設整備や受入体制など、多額の費用や人員配置等の負担が増えるため、規模の小さい酒造会社にとっては、本特区申請を行って行くにはハードルが高いのではないかと。 ・ 本市以外で実施しても弊害等は特に発生しないのではないかと。 （お酒は、それぞれの地域の文化・味など特徴がある。） ・ 特区地域が増えることで、それぞれの特徴を競い、高めあうことにつながっていくメリットはあると思いますが、数を増やすために認定基準を低くすることは良くないと思います。

Q 10. 本特定事業を実施するにあたって、弊害等の有無及び内容についてご回答ください。

<ポイント>

- ・弊害は確認されなかった。

自治体	発生の有無	
佐渡市	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	-
設楽町	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	町内には酒屋が関谷醸造（株）1社であるため弊害はない。
大和郡山市	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	-
宇佐市	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	現時点で、何か弊害が生じることは想定できない。

Q 11. 貴地域が特区に認定されることで、「特区内であれば製造免許を受けなくても清酒を製造できる」などといった誤認による違反事例の発生等の有無をご回答ください。また、違反事例が発生しないよう、制度内容の広報周知等をどのように実施しているかご回答ください。

<ポイント>

- ・違反事例は確認されなかった。

自治体	発生の有無	制度内容の公表周知等
佐渡市	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	認定計画特定清酒製造者が所轄税務署長の承認を受ける必要がある等、当該特定事業を行う場合の留意事項をホームページ上で公開している。
設楽町	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	酒屋が1社しか無いため承知済みで改めて周知していない。
大和郡山市	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	-
宇佐市	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	-

Q 12. 本特定事業の目的は清酒の製造体験を通じた地域の活性化です。

- ・認定計画特定清酒製造者の取引先以外には参加の機会がない
- ・参加者に賃金を支払って作業に従事させる

など、本特例措置の趣旨に鑑みて不適切な事業内容となっていないかご回答ください

<ポイント>

- ・不適切な事業内容は確認されなかった。

自治体	内容
佐渡市	不適切な事業内容とはなっていない。
設楽町	なし。
大和郡山市	参加者は事業者 HP にて広く募っており、また事業者から参加者への金銭の提供などはない。
宇佐市	本事業を通じて不適切な内容はありませぬ。

Q13. 本特定事業を実施するにあたっての要件や手続き、関連する他の法制度等の問題について、お気づきの点があれば、具体的にご回答ください。

<ポイント>

・特になし

自治体	内容
佐渡市	-
設楽町	-
大和郡山市	-
宇佐市	-

Q14. 本事業による想定される効果例を示しますので、効果の有無及び内容・理由についてご回答ください。なお、得られた便益や削減されたコストを示すなど、可能な限り定量的かつ具体的にご回答ください。

<ポイント>

・主に「売上・販路拡大」について一定の効果が発現している。

自治体	効果	効果の有無	内容・理由
佐渡市	売上・販路拡大	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	体験された方が購入するというのはもちろん、周りに購入を勧めるという効果で売上及び販路拡大には間違いなくつながっている。製造に関して2019年当時と比べて、今年は1.5倍以上を生産しており、その分の売上は確実に増大している。販路についても、体験者を通じた海外出荷が既に始まっており、今後は更に期待が持っている。
	移住・交流	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	1週間以上という体験期間があることで、地域を深く知るとともにゲストハウスのご主人や近隣の住民や飲食店と強い接点を持つ方が多く、リピートして来ていただける方が大変多くなっている。更にはセカンドハウスを購入した方も出てきており、移住交流に関して今後も大きな成果が出ると期待している。
設楽町	売上・販路拡大	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	当施設を利用し清酒製造体験をすることで、近隣清酒販売所などへの誘客に繋がっている。
大和郡山市	売上・販路拡大	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	各地からの体験醸造参加者、新設醸造所内での清酒消費、新設醸造所で造られた酒の外販、何れも100%新しい需要開拓となっている。日英中三言語対応をしており外国人客も徐々に増えている。
宇佐市	認知拡大	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	会社及び商品に対する認知拡大（情報発信の機会創出）
	売上・販路拡大	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	来場者数：15,800名/年（令和4年5月～令和5年3月）
	広報活動	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	清酒製造体験に関するテレビ・ラジオ取材：6件

Q15. Q14で回答した効果（メリット）について、全国的な規制改革ではなく、特区であるがゆえのメリットはありますか。

<ポイント>

- ・特区としての独自性・プレミアム性が存在する。

自治体	内容
佐渡市	同様の要件で、免許の緩和が行われていたなら、必ずしも特区でなくても効果を得ることは可能であったかもしれないが、酒造りの体験から地域活性化に繋げるというスキームは単なる規制緩和で思いつく内容ではないと思われるので、やはり特区であったからこそ実現したと考えるのが自然かと思う。
設楽町	お酒を同じ町内で製造体験できる特別感はやはり特区としてのメリットである。
大和郡山市	都市圏から容易にアクセスできる駅前立地（京都・近鉄郡山間 45 分、天王寺・JR 郡山間 30 分）の清酒体験醸造実施蔵は日本初かつ唯一のものであり、差別化によるメリットを得ている。
宇佐市	清酒製造体験が限定された規模であるため、各特区の特色（地域性）を伝えることができる。

Q16. 製造体験事業内容については、清酒の製造工程のみならず、例えば事業者や酒米生産者による講義を併せて実施するかなど、清酒の特色や地域文化の深い理解に繋がるような内容となるよう工夫することが求められているが、具体的にどのような内容としているか、ご回答ください。

<ポイント>

- ・様々な取り組みを実施している。

自治体	内容
佐渡市	純粋な製造体験以外に、酒米の圃場見学や佐渡における酒造りの特徴などを座学で紹介することで、酒の知識向上だけでなく、地域の魅力を理解していただけるようにしている。また、懇親会を開催することで、地域の食文化と酒を体験する機会も設けている。
設楽町	自社で米作りをしており、利用者へ圃場の見学や体験をして頂くなど違う視点でお酒造りを見てもらい、さらに農業への関心も高められる工夫をしている。
大和郡山市	清酒発祥の地とされる正暦寺の酒を 15 世紀に積み出した河川港・番条環濠集落に中谷酒造本社はあり、その繋がりで正暦寺の酒造りと 15 世紀の時代背景を解説する講義を行っている。
宇佐市	清酒製造体験の関連する取り組みとして、麴と発酵文化を伝えるワークショップを開催して、清酒製造の杵を醗酵の杵まで広げた活動を行なっている。

Q17. 酒税法に基づく、必要な申告納税や各種帳簿記載の実施状況について、適切に実施したかご回答ください。また、税務当局の検査や調査による指摘事項の有無について、ご回答ください。

<ポイント>

・申告納税や各種帳簿記載について適切に実施し、税務当局の検査や調査による指摘事項は確認されなかった。

自治体	項目	内容
佐渡市	申告納税や各種帳簿記載の実施状況	適切に実施した
	税務当局の検査や調査による指摘事項の有無	無
設楽町	申告納税や各種帳簿記載の実施状況	適切に実施した
	税務当局の検査や調査による指摘事項の有無	無
大和郡山市	申告納税や各種帳簿記載の実施状況	適切に実施した
	税務当局の検査や調査による指摘事項の有無	無 ※HACCP 関連の記帳確認があった。公立学校の外国人英語補助教員の体験醸造受入可否を問われ、受入可能である旨答えた。
宇佐市	申告納税や各種帳簿記載の実施状況	適切に実施した
	税務当局の検査や調査による指摘事項の有無	無

⑤関係府省庁による調査結果

令和5年度調査報告(規制の特例措置用)

1. 関係府省庁名	財務省
2. 特例措置番号	712
3. 特定事業の名称	清酒の製造場における製造体験事業

4. 弊害の発生に関する調査

① 調査内容	納税申告義務の不履行等の法令違反の発生が想定されることから、記帳義務等が適正に履行されているか、申告内容が適正か、納税が適正に行われているか等について調査を行うとともに、この特例の創設に伴い、構造改革特別区域内において、特例適用者以外の者による酒類の無免許製造が行われていないか確認する。 また、執行コスト増大が想定されることから、税務執行コストの状況について検証する。
② 調査方法	特区の認定地域を所轄する国税局及び税務署(国税局等)に対し、特例適用者に対する調査・指導実績等の報告を求める。
③ 調査対象	特区の認定地域を所轄する国税局等
④ 調査の実施時期	調査票の配付 令和5年10月 調査票の回収 令和5年11月 調査結果の取りまとめ 令和5年12月
⑤ 調査結果	○特例適用者:4者 1. 納税申告実績 納税申告実績は4者あり。2者について問題が認められた。 2. 法令違反の発生状況等 ○税務調査者数 : 特例適用者4者中2者 ○非違のあった者数 : 2者 ○非違割合 : 100.0% 調査対象期間内(令和4年9月～令和5年8月)に税務調査を実施した2者について申告・届出義務、記帳義務の不履行が認められた。 なお、特区内において、無免許製造を行っている事例は確認されなかった。 3. 税務執行コスト ①税務執行にかかった1場当たり所要日数は、約31.8人日 ②酒税担当職員が配置された税務署から特例適用者4者の製造場までの平均距離(片道)・平均所要時間は、17km、30分程度。 ※最大 30km、40分程度 (注)詳細は「別紙」のとおり
⑥ 特区において適用された規制の特例措置による弊害の発生の有無	1. 納税申告実績、法令違反の発生状況等 (1)特例適用者4者のうち2者に税務調査を実施したところ、2者について申告・届出義務、記帳義務の不履行が確認されている。国税局等では、特例適用者に対して、随時、申告、記帳等の指導を行っているが、今後こうした状況が改善されず、特例適用者が増加した場合には、更なる法令違反の増加が見込まれ、適正・公平な課税の確保に支障をきたすこととなる。 (2)今回の調査においては、無免許製造の事例は確認されなかった。 2. 税務執行コスト 限られた酒税担当職員数の下、適正・公正な課税の確保を図るためには、1者当たりの指導等に相当の事務量を費やさざるを得ない状況にある。
⑦ 全国展開により発生する弊害の有無	国税局等は、随時、申告、記帳等の指導を行っているが、特例適用者4者のうち2者において納税申告実績に問題が発生しており、税務調査を実施した2者において非違が認められている。 こうした状況や現行の税務執行体制に鑑みれば、全国展開により特例適用者が増加した場合には、更なる法令違反の増加や税務執行コストの増大が想定される。

調査の結果

1 納税申告義務の不履行等の発生の状況

(1) 納税申告事績の状況

納税申告事績のある4者のうち、2者について問題が認められた。

	令和5年調査
期限後申告のあった者数	0者
期限後納付のあった者数	0者
過少申告（自主修正）のあった者数	0者
税務調査により非違のあった者数	2者

(2) 税務調査による非違の状況

調査対象期間内（令和4年9月～令和5年8月）に税務調査を実施した者は2者だった。

	令和5年調査
特例適用者数	4者
税務調査者数	2者
非違のあった者数（非違割合）※再掲	2者 (100.0%)
内訳 記帳義務誤り	1者
内訳 申告・届出義務誤り	1者

2 特例適用者以外の者による無免許製造の有無の確認

特区内において、無免許製造を行っている事例は確認されなかった。

3 税務執行コストの状況

指導等の状況	対象者数	所要日数	一場当たり所要日数
免許審査日数	0者	0.0人日	0.0人日
指導日数（免許付与前）	0者	0.0人日	0.0人日
指導日数（免許付与後）	0者	0.0人日	0.0人日
酒税調査日数	2者	63.5人日	31.8人日
合計		63.5人日	31.8人日

(注) 免許申請を取り下げた者を除く。

4 その他参考事項

製造場までの平均距離、平均所要時間

平均距離 16.9km（最長：30.0km、最短：1.5km）

平均所要時間 31分（最大：40分、最小：3分）

特例措置番号1010の関連資料

① 評価対象となる規制の特例措置の概要	1
② 調査計画の概要	2
③ 調査結果の概要	3
④ 評価・調査委員会による調査結果【審議事項】	4
⑤ 関係府省庁による調査結果【審議事項】	10

①評価対象となる規制の特例措置の概要

地方競馬における小規模場外設備設置事業（特例措置番号1010） （平成17年12月措置）

<これまで>

場外馬券発売所の設置については、位置、構造及び設備が基準に適合し、地域社会との調整が十分に行われていることなどの事項について審査を受け、農林水産大臣の承認が必要。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

競馬法施行規則第59条の規定に基づく場外設備の位置、構造及び設備の基準
（平成4年農林水産省告示第1309号）

<取り巻く環境の変化>

地方競馬を取り巻く環境は、レジャーの多様化等により馬券発売額が減少し、厳しい経営状況にあり、振興策として、ミニ場外馬券発売所の設置が望まれている。

場外馬券発売所の設置に関する審査について、一定の要件が満たされると都道府県知事が書面により確認した場合には、農林水産大臣は設置承認基準を満たしたものとみなす。

<主な要件>

○近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認められる次のような区域の範囲。

(1) 施設に関すること

- ①場外設備の規模及び設備に応じた適切な広さであること
- ②勝馬投票券の発売等の用に供する設備が整備されていること
- ③入場者の用に供する設備が整備されていること
- ④管理運営に必要な設備が整備されていること

(2) 運営に関すること

勝馬投票券の発売等が公正に運営されることが確実と認められること

(3) 地域社会に関すること

地域社会との十分な調整が行われていること

認定計画数：1件（累計）
1件（令和6年2月末現在）

◎実際の取組事例

～地方競馬ミニ場外特区～
（平成19年7月認定）

実施主体：愛知県競馬組合

愛知競馬は、その収益により、地域の畜産振興、社会福祉及び教育文化振興等へ寄与するとともに、県民への健全なレジャー提供、就業機会の提供など、地域社会に様々な貢献をしてきた。しかし、馬券発売額の減少により、極めて厳しい経営を強いられていた。

このため、ミニ場外馬券発売所を機動的に設置し、馬券を身近に購入できる環境を整え、名古屋競馬の振興と場外馬券発売所を設置する地域の活性化を図っている。



②調査計画の概要

特例措置の番号	1010
特例措置の名称	地方競馬における小規模場外設備設置事業
措置区分	告示
過去の評価時期	— (H20: ニーズ調査の結果、評価を実施しないこととした。)

1. 過去の評価結果の概要

本特例を適用した特区計画の提案件数は、愛知県（愛知県競馬組合）の1件のみという状況（認定件数は0件）を踏まえ、平成18年度に特例措置に関するニーズ調査（対象：愛知県（愛知県競馬組合）を除く14地方競馬主催者）を実施した。その結果、

- ・本特例措置を「活用するつもりがない」との回答がすべての調査対象者からあった。
- ・本特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由として、「厳しい経営状況から新たな投資が困難」「小規模場外設備の設置によって採算がとれるかどうか危惧」「本特例措置を活用する以前に地域社会との調整が難しい」との回答があった。

そのため、今後の実施の可能性が小さいことから、当初評価予定であった平成20年度において評価を実施しないこととした。

提案者である愛知県（愛知県競馬組合）に関する計画【地方競馬ミニ場外特区】が認定（平成19年7月認定）された以降、新たな特例措置の活用実績は無いものの、関係省庁とともに改めて評価時期の検討を行い、令和3年10月6日の評価・調査委員会における意見として、当該特例措置の評価時期を令和5年度とした。

2. 過去の評価結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

（本年度が最初の調査）

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認すべき点

- 本特例措置の活用実績（売り上げ、訪問者数）
- 小規模場外設備の設置によって採算がとれているか。
- 本特例措置の活用により地域活性化につながる経済的社会的効果（名古屋競馬の振興と場外馬券販売所を設置する地域の活性化）が発現しているか。
- 本特例措置が他で利用されない理由
- 本特例措置の利用促進策

4. 本年度の調査計画案で新たに追加した質問項目及びその概要

（本年度が最初の調査）

③調査結果の概要

特例措置番号	1010
特定事業の名称	地方競馬における小規模場外設備設置事業
措置区分	告示
過去の評価時期	—(H20: ニーズ調査の結果、評価を実施しないこととした。)
調査対象の件数(回収数)	1件(回収数1件)

1. 本年度の調査結果の概要

- 評価・調査委員会の調査では、
 - ・本特定事業を活用し小規模場外施設を設置した効果として、以下のとおり名古屋競馬の振興と地域の活性化に寄与していることが確認された。
 - ・名古屋市の繁華街に立地していることから、多くの市民に競馬に接する機会を与えることができ、新たな競馬ファンの獲得に寄与。
 - ・本施設で他主催者の勝馬投票券を販売することで、業務協力費を得られることから、経営に好影響を与えている。
 - ・本施設設置以降、地域社会や来場者との間でトラブルや苦情もなく、地域行事にも参画することで地域社会に溶け込んでおり、地域住民から好意的な声があがっている。
 - ・計画以上の訪問者数となっており、地元商店街の活性化にも寄与。
 - ・一方で、インターネット投票が主流の中、新たに場外施設を設置することは投資効果等を慎重に見極める必要があるとの認識から、現時点で本特例事業を活用する予定はないとの回答があった。
- 農林水産省の調査では、
 - ・本特定事業が全国展開した場合の活用希望については、小規模場外施設の新規ユーザー獲得等の効果を評価している主催者(4主催者)はあるものの、全ての主催者において具体的な本特例事業の活用希望は無かった。その理由としては、場外施設での売り上げ減少を背景に、新規の施設設置について採算性が疑問視される(6主催者)、競馬の知識に乏しい都道府県知事部局への申請が、農林水産省への申請よりもハードルが高い(2主催者)ということが確認された。
 - ・特定事業が全国展開した場合の弊害については、現在、本特定事業を活用している主催者においては特段の弊害は生じていないものの、一部の地方競馬主催者からは周辺地域への環境負荷の増加や、20歳未満の者による馬券購入の防止、ギャンブル等依存症対策への支障が生じるとの懸念が示されていることが確認された。

2. 本年度の調査結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

- 農林水産省の調査では、現在、本特定事業を活用している主催者においては特段の弊害は生じていないものの、全国展開により、周辺地域への環境負荷の増加や、未成年による馬券購入の防止、ギャンブル等依存症対策への支障が生じる懸念がある。また、国において場外施設等における20歳未満の者による馬券購入の防止も含めギャンブル等依存症対策への監督・指導の強化が求められる中、本特定事業の全国展開は、これに相反する行為と受け取られる恐れがあると考えているとのことであった。

なお、本特定事業については、平成19年7月に1件認定(提案者)されて以降、活用事例がない。

③調査結果の概要

--

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認した点

- 評価・調査委員会の調査では、
 - ・本特定事業を活用しても地域社会との十分な調整が必要となり、設置するまでの時間と労力は必要となるが、少ない投資で場外施設の設置が可能となるため、新たな競馬ファンの掘り起こしにつながると回答があった。
- 農林水産省の調査では、
 - ・本特定事業を活用している主催者も含め、新たな小規模場外施設の設置要望は無いことから、現時点では、全国展開による効果は見込まれない。
 - ・現在、本特定事業を活用している主催者においては特段の弊害は生じていないものの、一部の地方競馬主催者からは周辺環境負荷の増加や、20歳未満の者による馬券購入の防止、ギャンブル等依存症対策への支障が生じるとの懸念が示されている。

④評価・調査委員会による調査結果

特区事業の概要など (Q1~5)	
特区の名称	地方競馬ミニ場外特区
特定事業の名称・番号	地方競馬における小規模場外設備設置事業(特例措置番号1010)
進捗段階	予定どおりに進んでいる/実施している
効果の発現	計画当初から期待していた効果が発現している

<事業実施主体への質問>

(百万円)

Q6. 直近5年の売り上げ状況についてご記入ください。						
	合計	競馬場内	場外馬券場		在宅投票	
			ミニ場外 (サンアール大須)	その他	電話	インターネット
平成30年度	35,056	2,124	227	5,870	-	26,835
令和元年度	41,289	1,891	202	5,449	-	33,747
令和2年度	58,908	819	96	3,043	-	54,950
令和3年度	63,660	1,551	116	4,254	-	57,739
令和4年度	76,424	1,282	159	5,045	-	69,938
増減理由	インターネット売上の増加により、合計の売上も増加しております。一方で令和元年度からのコロナ禍により現金系の発売を休止していた時期があり、競馬場内と場外馬券場での売上が急激に減少しておりました。(電話での売上はインターネットに含まれて管理されています。)					

Q7. 直近5年の発売1窓口あたり訪問者数（1日あたり）についてご記入ください。

	合計	競馬場内	場外馬券場	
			ミニ場外 (サンアール大須)	その他
平成30年度	397	13	354	30
令和元年度	257	13	218	26
令和2年度	121	6	105	10
令和3年度	194	13	160	21
令和4年度	283	45	218	20
増減理由	令和元年度からのコロナ禍により名古屋競馬開催時の訪問者数は減少しておりますが、回復傾向にあります。また、令和4年度に競馬場が移転し、窓口数が減少（96窓→24窓）したため、競馬場内の1窓口あたり訪問者数は増加しております。			

Q8. 本特定事業を開始するにあたり要した具体的なコスト（施設改修、設備投資等）があれば可能な限り具体的にご記入ください。

発売所等の改修費用として約7百万円、発売機の設置費用等として約20百万円の初期投資費用が発生しました。

(百万円)

Q9. 直近5年の状況について本特定事業の運営にかかるコスト（メンテナンス費、人件費、賃料等）は年間いくらですか。また関連資料があればご教授ください。

	合計	メンテナンス費	人件費	賃料	その他(※)
平成30年度	93	3	32	58	
平成31年度	102	3	39	60	
令和2年度	62	2	30	30	
令和3年度	74	2	38	34	
令和4年度	96	2	44	50	

(※) 「その他」に記載される場合、具体的に主にどのような費用にあたるのかご教授ください。

Q10. 本特定事業で設置した小規模場外設備は採算が取れていますか。

1. すでに採算が取れている	⇒	回答欄
2. まだ採算が取れていないが今後取れる見込みがある		1
3. まだ採算が取れておらず、今後取れる見込みもない		
上記1. もしくは2. に回答した場合、具体的な時期をご記入ください。		
平成19年12月の開設当初より採算が取れております。		

Q 1 1. 令和 5 年 4 月に実施した調査で貴組合の現状や所管について「名古屋競馬の振興と地域の活性化に寄与している」とご回答いただいておりますが、具体的にご記入ください。

名古屋競馬の振興について

名古屋市の繁華街に立地していることから、多くの市民に競馬に接する機会を与えることができ、新たな競馬ファンの獲得に寄与しているものと考えております。

地域の活性化について

計画以上の訪問者数となっており、地域商店街の活性化に寄与しているものと考えております。

Q 1 2. Q 1 1 の回答以外で本特定事業により貴組合に生じたと考えられる効果があれば、具体的にご記入ください。

名古屋競馬だけでなく他主催者の勝馬投票券も発売し、業務協力費として収入を得ていることから、当組合の経営に好影響を与えていると考えています。

Q 1 3. 本施設に対する地域社会や来場者からの好意的な声があれば具体的にご記入ください。

競馬組合は、サンアール大須が所在する大須商店街連盟に加盟するとともに、地域行事にも参画することで、地域社会に溶け込んでいます。このため地域の方々からは、「場外施設ができたことで競馬組合とつながりができて良かった」と好意的な声を頂いております。

Q 1 4. 設備設置後、来場者の動線が生徒・学生等の通学の支障となった事象は発生していますか。

- | | | |
|--------------------------|---|-----|
| 1. 発生している | ⇒ | 回答欄 |
| 2. 以前は発生していたが、現在は発生していない | | 3 |
| 3. 発生していない | | |

上記 1. もしくは 2. に回答した場合、発生回数、具体的な原因及び対応策をご記入ください。

【発生回数】

【原因及び対応策】

Q 1 5. 設備設置後、来場者の車等が路上に溢れることによって長時間にわたり周辺の交通渋滞を招き、救急車等の通行を妨げとなった事象は発生していませんか。

- | | | |
|--------------------------|---|-----|
| 1. 発生している | ⇒ | 回答欄 |
| 2. 以前は発生していたが、現在は発生していない | | 3 |
| 3. 発生していない | | |

上記 1. もしくは 2. に回答した場合、発生回数、具体的な原因及び対応策をご記入ください。

【発生回数】

【原因及び対応策】

Q 16. 本特定事業の設置にあたり、地域社会と十分な調整をする際に障害はありましたか。

1. 障害があった 2. 障害はなかった	⇒	回答欄 2
-------------------------	---	----------

上記1. に回答した場合、具体的にどのような障害があり、どう対応されたのかご記入ください。

制度を活用しても地域社会との十分な調整は必要であり、設置するまでの時間と労力を要しましたが、地元の各商店街を構成する理事長と丁寧に協議を進めたため、問題が生じることはありませんでした。

Q 17. 本特定事業の設置以降、地域社会や来場者との間でトラブルや苦情はありましたか。

1. トラブルや苦情があった 2. トラブルや苦情はなかった	⇒	回答欄 2
-----------------------------------	---	----------

上記1. に回答した場合、具体的にどのようなトラブルや苦情があり、どう対応されたのかご記入ください。

Q 18. 本特定事業により貴組合に生じたと考えられる問題や改善すべき点があれば、具体的にご記入ください。

問題や改善すべき点は現在のところありません。

Q 19. 本特定事業を仮に全国展開（特区認定を受けなくても実施することが可能）した場合、どのようなことが考えられますか。特に以下に示す観点から具体的にご記入ください。

貴地域以外で実施しても本票Q 10～18で回答された効果・問題等が発生するか。

制度を活用しても地域社会との十分な調整は必要なことから、設置するまでの時間と労力は必要となりますが、少ない投資で場外施設の設置が可能となるため、新たな競馬ファンの掘り起こしにつながるものと考えます。

貴地域にどのような影響（メリット・デメリット）があるか。

メリットとしては場外発売所が増えることにより名古屋競馬の売上増加に寄与する可能性があります。デメリットは特に想定されません。

Q 20. 本特定事業が、貴地域において、サンアール大須以外で利用されていない理由としてどのようなことが考えられますか（要件・手続き・他地域では発現しない地域特有の条件等）。

インターネット投票が主流の中、新たに場外発売所を設置することは時間と労力に加えて、投資効果も慎重に見極める必要があります。また、制度を活用しても警察協議は必要であり、特別な制度適用であることから警察側の理解を得るのに時間を要することも懸念されます。さらに、本制度で効果を発現するには大須商店街のような一定の人の利用が確実に見込まれる地域を選定する必要があります。こうした現状を踏まえ、現時点では新たな制度活用の予定はしておりません。

Q21. 今後も本施設を継続していく意向はありますか。

1. 継続していく

2. 廃止を検討していく

⇒

回答欄

1

上記2. に回答した場合、具体的にいつ廃止する予定ですか

⑤関係府省庁による調査結果

令和5年度調査報告(規制の特例措置用)

1. 関係府省庁名	農林水産省
2. 特例措置番号	1010
3. 特定事業の名称	地方競馬における小規模場外設備設置事業

4. 弊害の発生に関する調査

①	調査内容	① 特区の特例措置により、競馬の公正確保や設備の適切な運用その他の弊害が生じていないかどうかの観点から、販売規模、苦情等の有無、事務手続きの行政コスト等について調査・分析を行う。 ② 特例措置を申請していない地方競馬主催者に対して、場外施設による売上げ規模、特区申請の希望の有無等について、調査・分析を行う。
②	調査方法	アンケート調査
③	調査対象	① 認定計画作成主催者(愛知県競馬組合) ② ①以外の地方競馬主催者
④	調査の実施時期	調査票の配布 令和5年10月3日 調査票の回収 令和5年11月2日
⑤	調査結果	<p>【概要】</p> <p>① 認定計画作成主催者(愛知県競馬組合)へのアンケート ○場外発売施設数と場外施設における売得金の推移 H19年度以降、発売施設数はR元年度をピークに、近年は減少傾向(H19:92→R元:102→R4:97) 総売り上げに占める場外施設における売得金の割合は大きく減少(H19:52.8%→R元:13.7%→R4:6.8%) ○特定事業の効果 当該事業により設置した施設は一定の売り上げがあり、当初計画で想定された効果をあげている。 ○特定事業の弊害 施設設置に当たり、事前に丁寧な地元調整や警察協議を行ったことから、周辺地域からの苦情、ギャンブル等依存症対策の不備等の弊害は生じていない。 ○本特定事業の活用意向 当該施設については設置の継続を希望。</p> <p>② ①以外の地方競馬主催者へのアンケート ○場外施設数と場外施設における売得金の推移 地方競馬全体で、施設数はR元年度をピークに、近年は減少傾向(H19:67→R元:82→R4:79) 総売り上げに占める場外施設における売得金の割合は大きく減少(H19:53.0%→R元:16.5%→R4:7.6%)。 ○本特定事業が全国展開した場合の活用希望 小規模場外施設の新規ユーザー獲得等の効果を評価している主催者(4主催者)はあるものの、全ての主催者において具体的な本特例事業の活用希望は無し。 ・場外施設での売り上げ減少を背景に、新規の施設設置について採算性が疑問視される(6主催者) ・競馬の知識に乏しい都道府県知事部局への申請が、農林水産省への申請よりもハードルが高い(2主催者)</p> <p>○本特定事業が全国展開した場合に想定される弊害 ・教育機関等や周辺地域への環境負荷が増加する可能性(1主催者) ・20歳未満の者による馬券購入の防止やギャンブル等依存症対策に支障が生じる可能性(5主催者)</p> <p>【全国展開した場合への影響についての分析】 ○本特定事業を全国展開した場合の効果 本特定事業を活用している主催者も含め、新たな小規模場外施設の設置要望は無いことから、現時点では、全国展開による効果は見込まれない。 ○本特定事業を全国展開した場合の弊害 現在、本特定事業を活用している主催者においては特段の弊害は生じていないものの、一部の地方競馬主催者からは周辺地域への環境負荷の増加や、20歳未満の者による馬券購入の防止、ギャンブル等依存症対策への支障が生じるとの懸念が示されている。</p>
⑥	特区において適用された規制の特例措置による弊害の発生の有無	無し
⑦	全国展開により発生する弊害の有無	現在、本特定事業を活用している主催者においては特段の弊害は生じていないものの、全国展開により、周辺地域への環境負荷の増加や、未成年による馬券購入の防止、ギャンブル等依存症対策への支障が生じる懸念がある。また、国において場外施設等における20歳未満の者による馬券購入の防止も含めギャンブル等依存症対策への監督・指導の強化が求められる中、本特定事業の全国展開は、これに相反する行為と受け取られる恐れがある。

規制の特例措置（地方競馬における小規模場外設備設置事業）に係る 地方競馬主催者アンケート調査結果について

令和5年12月

1 アンケート調査の概要

調査期間：令和5年10月3日～11月2日

調査対象：認定計画作成者（愛知県競馬組合）、及び特例措置を申請していない地方競馬主催者（計15主催者）

調査内容：

（1）認定計画作成者（愛知競馬組合）への調査

特例措置による経済効果、実施に伴う弊害、今後の利用計画等

（2）特例措置を申請していない地方競馬主催者への調査

特例措置の利用希望の有無、特例措置を全国展開した際に想定される効果や弊害、問題点等

2 調査結果

（1）認定計画作成者（愛知県競馬組合）からの回答

○場外発売施設数と場外施設における売得金の推移（H19年度以降）

当該主催者の発売施設数はR元年度をピークに、近年は減少傾向。

(H19：92 →R元：102 →R4：97)

総売り上げに占める場外施設における売得金の割合は大きく減少。

(H19：52.8% →R元：13.7% →R4：6.8%)

○特定事業による経済効果及び行政コストの削減状況

馬券のインターネット販売の増加に伴い、場外施設における売得金は減少傾向であるものの、当該事業により設置した場外施設は一定の売り上げがあり（H19：163百万円 →R元：202百万円 →R4：159百万円）、新規ファンの獲得に貢献する等、当初計画で想定された効果をあげている。

また、当該認定計画作成主催者の組織管理者が愛知県知事であったことから、本特定事業（知事による設置要件の確認）を活用した申請手続きはスムーズに行われた。

○特定事業に係る地域からの苦情やギャンブル等依存症関係等の弊害の有無

施設設置に当たり、事前に丁寧な地元調整や警察協議を行ったことから、当該施設において周辺地域からの苦情、ギャンブル等依存症対策の不備等の弊害は生じていない。

○特定事業が全国展開した際の効果や弊害として想定されるもの

特定事業を活用しても地域社会との十分な調整は必要であるが、小規模場外施設については、少ない投資額で設置でき、新規ファンの獲得・主催者の経営改善に資するものである。

○特定事業の活用意向

当該認定施設については設置の継続を希望。

○特定事業を活用するにあたって想定される事務的な問題点等

特になし。

(2) その他の地方競馬主催者からの回答

○場外施設数と場外施設における売得金の推移 (H19 年度以降)

地方競馬主催者全体について、施設数はR 元年度をピークに、近年は減少傾向。

(H19 : 67 → R 元 : 82 → R4 : 79)

総売り上げに占める場外施設における売得金の割合は大きく減少。

(H19 : 53.0% → R 元 : 16.5% → R4 : 7.6%)

○特定事業の活用希望の有無

新規ユーザー獲得等といった小規模場外施設の有用性を評価する主催者(4 主催者)はあったものの、すべての主催者において具体的な本特定事業の活用希望は無かった。

その理由として、場外施設での売り上げ減少を背景に、新規の施設設置について採算性が疑問視される(6 主催者)との意見が多くあげられた。

○特定事業が全国展開した際の効果や弊害

・農林水産省への申請がなくなることで、教育機関等や周辺地域への目配りが減少し、環境負荷が増加する可能性がある。(1 主催者)

・人通りの多いところに設置される、警備体制が小規模となるといった、小規模場外施設の特性上、20 歳未満の者による馬券購入の防止やギャンブル等依存症対策に支障が生じる可能性がある。(6 主催者)

といった懸念が示された。

○特定事業を活用するにあたって想定される事務的な問題点等

競馬の知識に乏しい都道府県知事部局への申請が、農林水産省への申請よりもハードルが高い（2主催者）との意見があった。

3 調査結果の分析

○本特定事業を全国展開した場合の効果

本特定事業により設置された施設については、継続していく希望があるものの、本特定事業を活用している主催者も含め、新たな小規模場外施設の設置要望は無いことから、現時点では、全国展開による効果は見込まれない。

○本特定事業を全国展開した場合の弊害

現在特定事業を活用している主催者においては特段の弊害は生じていない。

しかしながら、小規模場外施設の設置においては、繁華街や駅等人通りが多いポイントに設置し、効率的に利用者を獲得するというビジネスモデルが想定され、これは通常の利用者滞留型の場外施設と異なり、目まぐるしく人が出入りするという特性上、本事業が全国展開された場合は、都道府県知事部局において、周辺地域の文教上及び公衆衛生上への影響に加え、ギャンブル等依存症対策等の堅実な実施について慎重な審査を行っていただく必要があると考えている。

アンケートでは、「競馬の知識に乏しい都道府県（特に地方競馬を主催していない都府県）においては、都道府県知事部局への申請が、農林水産省への申請よりもハードルが高い」との意見があったが、一方で、競馬法等の関係法令が十分に理解されない中、場外施設の設置による収益を優先し、慎重な審査が行われないケースも懸念される場所である。

また、民法改正による成年年齢の引き下げや（平成30年6月法律改正、令和4年4月施行）、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定（平成31年4月閣議決定）等を背景として、国において場外施設等における20歳未満の者による馬券購入の防止も含めギャンブル等依存症対策への監督・指導の強化が求められる中、本特定事業の全国展開は、これに相反する行為と受け取られる恐れがある。

特例措置番号816の関連資料

- ① 特例措置の評価・調査経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

①特例措置の評価・調査経緯

学校設置会社による学校設置事業（816）

<これまで>

国、地方公共団体及び学校法人のみが、学校教育法1条に定める学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校)を設置できる。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

学校教育法第2条第1項、第4条第1項第3号等

<取り巻く環境の変化>

学校と地域産業との連携、不登校児童生徒などへのこれまでの取組の推進など、学校教育の活性化に向けた各地域独自の教育上のニーズが高まっている。

株式会社が学校を設置することができる。

<主な要件>

- 地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うこと。
- 学校設置会社が、文部科学省令で定める基準に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。
- 学校設置会社は業務及び財産の状況を記載した書類を備えておかなければならないこと。
- 学校設置会社の経営悪化等学校経営に支障が生じた、又は生ずるおそれがある場合には、地方公共団体は在学生の修学の継続が確保できるよう転学の斡旋など必要な措置を講ずること。
- 地方公共団体は、学校設置会社の設置する学校(大学及び高等専門学校を除く。)の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度評価を行うこと。

認定計画数：51件（累計）
23件（R5年8月現在）



◎実際の取組事例

～ビジネス人材育成特区～（平成15年10月認定）実施主体：大阪市
大阪市では、様々な既存産業の効率化に役立つ「IT関連ビジネスの振興」を重点的に進めることとしており、海外でも通用するトップクラスの技術を持った専門人材の確保が喫緊の課題となっている。

株式会社が大学や専門職大学院の設置主体となることを認めることにより、これまで蓄積してきたノウハウを活かし、自ら新しいビジネスを立ち上げる人材や、それを支援する専門人材、さらには高度なIT技術を持つ即戦力人材を体系的に育成することで、大阪市の産業育成を図る。

特例措置の評価・調査経緯

これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成16年 下半期 (H17.1.26)	その他 (平成17年度 下半期に評価を 行う。)	全国展開により発生する 弊害の有無について現時 点では判断できない。	<p>規制所管省庁によれば、「本事業に関する適切な評価を実施するに当たっては、教育・研究の現場の特性を十分踏まえる一方で、生徒・学生（在学生のみならず、これから受験するものや卒業生などを含む）及びその保護者などの「学習者及びその関係者」を保護する観点から、①少なくとも卒業生を出すまでの状況に関して、実態把握が十分行われること、②現在開設されている学校（略）のみならず、相応の事例の集積を踏まえた総合評価が行われることが最低限必要である」としつつ、実施事例が4件のみであること、収益に結び付きにくい分野において低調な面が見られるなど今後更に注視を要すべき点があること、教育研究活動の実績が極めて少なく、当然卒業生が出ていないことから弊害の発生の有無を実証するに足る十分な実施実績が得られていないとのことである。</p> <p>本事業の特例の全国展開に当たっては、規制所管省庁によれば、今後、株式会社が設置する学校の公共性、継続性、安定性などに係る評価の手法を検討したいとのことであるが、消費者や社会のニーズに応える多様な学校を設置する観点からは、学校法人における継続性・安定性等と比較しつつ速やかな検討が必要である。</p> <p>このため、規制所管省庁においては株式会社が学校を設置する場合に想定される弊害の発生の有無の判断に資する明確な評価基準も含め評価の手法について、特例措置の実施状況を踏まえつつ、平成17年度上半期中にその検討状況について評価委員会に報告すること。その検討結果を踏まえて、平成17年度下半期に評価を行う。</p>

特例措置の評価・調査経緯

これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成17年 下半期 (H18.1.26)	その他 (平成18年度 下半期に評価)	全国展開により発生する 弊害の有無について現時 点では判断できない。	<p>規制所管省庁によれば、「本事業に関する適切な評価を実施するに当たっては、教育・研究の現場の特性を十分踏まえる一方で、生徒・学生及びその保護者などの「学習者及びその関係者」を保護する観点から、①少なくとも卒業生を出すまでの状況に関して、実態把握が十分行われること、②相応の事例の集積を踏まえた総合評価が行われることが最低限必要である」としつつ、「今後、事例の蓄積を図りつつ、学校教育の公共性、継続性・安定性が株式会社立学校においても担保されるかどうかをはじめ、学校経営面、経営と教学のバランス面、教育研究面等の観点に立ち、慎重に検証・評価を行う必要がある」とのことである。</p> <p>本事業の特例の評価については、社会のニーズに応える多様な学校を設置する観点からは速やかな検討が必要であると考えますが、まずは、学校経営面、経営と教学のバランス面、教育研究面等の観点から生じている各課題に関し、それが主として株式会社という設置形態に起因するものであるか否か等について、学校種の相違（※大学、高等学校、中学校、小学校など学校の種類の違い）も含め、論点を整理した上で必要な検討を行うことが重要である。</p> <p>このため、上記の点を踏まえ、株式会社が学校を設置する場合に想定される弊害の発生の有無の判断に資する評価の論点について、特例措置の実施状況を踏まえつつ、規制所管省庁において検討を行い、平成18年度下半期に評価を行うこと。</p>

特例措置の評価・調査経緯

これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成18年 下半期 (H19.1.16)	その他 (平成19年度 下半期に評価を 行う。)	全国展開により発生する 弊害の有無について現時 点では判断できない。	<p>規制所管省庁によれば、学校経営面、教育研究面、認定 地方公共団体の責務等、「本特例の実施状況に関しては、 多くの問題点や課題が把握された」とのことである。しか し、特例措置としての弊害の有無の検証については、①ほ とんどの学校では未だ卒業生を出していないこと、②各学 校の事後評価の状況では、現在の教育研究活動について適 切に分析する材料を欠いていること、③今後より多様な学 校設置会社が参入した場合の動向などを慎重に分析する必 要があること、④各認定地方公共団体からの見解でも「引 き続き検証が必要」とするものが多数を占めていることな どにより、「現段階においては、学校種を問わず、必要な 情報が十分得られていないと判断する」とのことであった。</p> <p>本特例措置の評価にあたっては、まずは各課題が主とし て株式会社という設置形態に起因するものであるか否か等 について、学校種の相違（※大学、高等学校、中学校、小 学校など学校の種類の違い）も含め、論点を整理した上で 必要な検討を行うことが重要である。</p> <p>上記の点を踏まえ、本特例措置については、各事業者や 認定地方公共団体において特区計画が適正に実施されてい く必要がある。また、規制所管省庁においては、事業が適 正に実施されるよう、関係者と連携協力しつつ取り組むと ともに、株式会社により学校が設置される場合に想定され る弊害の発生の有無の判断に資する評価の論点等について、 特例措置の実施状況を踏まえつつ検討を行うこと。その上 で、平成19年度下半期に評価を行うこと。</p>

特例措置の評価・調査経緯

これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成19年 下半期 (H20.2.4)	その他 (平成20年度 に評価を行 う。)	全国展開により発生する 弊害の有無について現時 点では判断できない。	<p>規制所管省庁によれば、学校経営面、教育研究面、認定 地方公共団体の責務等、本特例措置の実施状況に関しては、 多くの問題点が認識されており、特例措置として継続する ことに疑問があるとのことである。一方、特例措置として 弊害の有無の検証については、①ほとんどの学校で未だ卒 業生を出していないこと、②各学校の事後評価の状況では、 現在の教育研究活動について適切に分析する材料を欠いて いること、③今後より多様な学校設置会社が参入した場合 の動向などを慎重に分析する必要があること、④一部の学 校では、多くの地方キャンパスについて平成20年度から 学生募集を停止し、キャンパスを閉鎖することを決定した こと、⑤一部の学校では、株式会社としての学校運営を断 念し、学校法人へ転換したこと、⑥各認定地方公共団体か らの見解でも「引き続き検証が必要」とするものが多数を 占めていること、などにより、「弊害の更なる検証に必要 な情報の収集に努めるべき」とのことであった。</p> <p>本特例措置については、認定地方公共団体が、特区計 画の策定・実施に責任を有する立場として、事業の実施状 況を的確に把握しつつ、学校設置会社が設置する学校（高 等学校以下の学校に限る。）についての評価の実施や、学 校経営に著しい支障が生じた場合等に在学者の適切な修学 を維持するためのセーフティネットの整備等を通じ、特区 計画の円滑かつ確実な実施を図ることが重要である。 (次頁へつづく)</p>

特例措置の評価・調査経緯

これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
			<p>(つづき)</p> <p>このため、規制所管省庁においては、事業が適正に実施されるよう、関係者と連携協力しつつ取り組むとともに、株式会社により学校が設置される場合に想定される弊害の発生の有無の判断に必要な情報を引き続き収集し、特例措置の実施状況を踏まえつつ検討を行うこと。その上で、平成20年度に評価を行うこと。</p> <p>なお、本特例措置の評価にあたっては、各課題が主として株式会社という設置形態に起因するものであるか否か等について、学校種の相違（※大学・大学院、高等学校、中学校、小学校など学校の種類の違い）や義務教育段階であるか否かの違い、学校法人制度との比較などの論点を整理した上で、学校法人制度の見直しや規制緩和の可能性など制度設計の観点も含め、必要な検討を行うことが重要であることに留意する必要がある。</p>
平成20年度 (H21.1.29)	その他 (平成21年度に評価を行う。)	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。	<p>規制所管省庁によれば、本特例措置の弊害の有無の検証については、学校経営面、教育研究面、認定地方公共団体の責務等、多くの問題点が認識されているとのことであり、学校段階別には、(1) 義務教育段階については、小学校・中学校とも各1校しか事例がないこと、(2) 高等学校段階については、19校の事例があるが、赤字の事例が多く、教育面についても課題が多く見られること、(3) 大学については、6校中5校が赤字であって、学生募集を停止した事例や、すべての地方キャンパスの閉鎖を決定した事例があること、設置形態を学校法人へ転換した事例等もあることなどにより、いずれの学校種についても検討材料を欠き、かつ現在複数校が学校法人化を希望している状況にあることから、「弊害の更なる検証に必要な情報の収集に努めるべき」とのことであった。</p> <p>(次頁へつづく)</p>

特例措置の評価・調査経緯

これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
			<p>(つづき)</p> <p>本特例措置については、認定地方公共団体が、特区計画の策定・実施に責任を有する立場として、事業の実施状況を一層的確に把握しつつ、学校設置会社が設置する学校（高等学校以下の場合に限る。）についての評価の実施や、学校経営に著しい支障が生じた場合等に在学者の適切な修学を維持するためのセーフティネットの整備等を通じ、特区計画の円滑かつ確実な実施を図っていくことが重要である。</p> <p>このため、規制所管省庁においては、事業が適正に実施されるよう、関係者と連携協力して取り組むとともに、株式会社により学校が設置される場合に想定される弊害の発生の有無の判断に必要な情報を引き続き収集し、学校段階別に特例措置の実施状況を踏まえつつ必要な検討を行うこと。その上で、平成21年度に評価を行うこと。</p> <p>その際、各課題が主として株式会社という設置形態に起因するものであるか否か等について、学校種の相違（※大学・大学院、高等学校、中学校、小学校など学校の種類の違い）に留意し検討を行っていくことが重要である。</p> <p>なお、専門部会においては、以下のような議論があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人への円滑な移行を促進するための経過措置の検討ができないか。 ・高等学校以下の学校法人については都道府県知事の所管であるが、特区による学校を、設置者の希望がある場合、学校法人へ移行することを促すことについて、知事に対して国としての助言などをすることが必要ではないか。 ・義務教育段階である小学校・中学校については、教育機会確保の観点から、学校法人化に関わる規制緩和についての検討がなされることが望ましい。 ・義務教育段階である小学校・中学校については、少子化に伴って地域拠点である学校が廃校になり空白地帯が生まれることで地域社会に悪影響があるなどの状況をかんがみ、特区を含めた手段を活用して地方自治体が学校を維持する多様な設置形態が、今後も存在し得る意義は大きい。

特例措置の評価・調査経緯

これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成21年度 (H22.2.4)	その他 (平成23年度以降に評価を行う。)	全国展開により発生する弊害の有無について、現時点では判断できない。	<p>規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況については、学校経営面、教育研究面、認定地方公共団体の責務等で、多くの問題点が認識されている。しかし、学校段階別には、(1)義務教育段階については、小学校・中学校とも各1校しか事例がないこと、(2)高等学校段階については、23校の事例があるが、赤字が約4割を占め、教育面についても課題が多く見られること、(3)大学については、6校中5校が赤字であって、学校事業からの撤退や、14キャンパスの学部すべての閉鎖を、それぞれ決定した事例、設置形態を学校法人へ転換した事例もあることなどから、弊害の有無の検証については、いずれの学校種についても検討材料を欠き、また、約3分の1の学校が学校法人化を視野に入れているなどといった状況にあるため、「弊害の更なる検証に必要な情報の収集に努めるべき」とのことであった。本特例措置については、第一義的には認定地方公共団体が、特区計画の策定・実施に責任を有する立場として、事業の実施状況を的確に把握しつつ、学校設置会社が設置する学校(高等学校以下の場合に限る。)についての評価の実施・公表や、在学者の適切な修学を維持するためのセーフティネットの整備等を通じ、教育上の支障等が生じないように、特区計画の円滑かつ確実な実施を図っていくことが重要である。</p> <p>しかしながら、認定地方公共団体は実態上基本的に市区町村であり、公立小・中学校の設置運営以外の実務的なノウハウを十分有していないことにも留意し、規制所管省庁においては、事業の適正な実施に資するよう、他の株式会社立学校における取組はもとより、私立学校や高等学校・大学関係の制度や取組に係る情報提供などの取組を行うことが重要である。 (次頁へつづく)</p>

特例措置の評価・調査経緯

これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
			<p>(つづき)</p> <p>また、規制所管省庁においては、認識されている諸課題が同様の学校種等でも生じているのか（例えば、通信制高校一般、私立大学一般との比較）、株式会社という設置形態に起因するところが大きいと考えられるのか等について、学校種の違い（小・中学校（義務教育）、高等学校、大学・大学院などの別）に留意しながら、諸課題を効果的に防ぐ方法の有無と併せ、更に分析することが重要である。</p> <p>なお、規制所管省庁においては、これまでに上記に係る知見やデータを多く蓄積しているため、今後これらを更に積極的に活用することが重要である。</p> <p>今後は、適用事例の動向や上記諸課題等の検討状況などを踏まえながら、平成23年度以降において評価を行う。</p> <p>なお、専門部会においては、以下のような議論があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社立学校の設置者に希望がある場合の、学校法人への円滑な移行を促進するための経過措置を検討すべきである。また、これまでの特区評価・調査の結果を踏まえて、学校種に応じて、社会ニーズに対応する多様な教育機会を増やすことを促進するために、特区以外の法制度の改変等の検討を進めることが望ましいと考える。 ・高等学校段階については、実態上、不登校生徒等の再チャレンジの場として機能し、地域にも徐々に定着しつつあるケースが存在することは積極的に評価すべきである。ただし、そのときに基本的に広域通信制で、大学と同様に、既に過当競争になりつつあるとの認定地方公共団体等の意見もあることに配慮すべきである。 ・認定地方公共団体の中には、特に、広域通信制である高等学校や大学について、学校に係る情報を十分に把握していない、適切な評価を行っていない等、その役割を果たし得ていないケースが見受けられるところであり、そうした地方公共団体については、今後、一層の自覚をもって必要な対応をしていくべきである。

特例措置の評価・調査経緯

これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
<p>平成24年度 (H24.6.29)</p>	<p>是正 (規制の特例措置の手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正された予防等の措置について特区における検証を要するもの)</p>	<p>規制所管省庁による調査では、以下に掲げるような問題点が認識された。</p> <p>①学校経営面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通信制高校において特区外の民間教育施設で添削指導等を実施する事例 等 <p>②教育活動面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通信制高校においてメディアを利用した場合の視聴確認や成果確認を行っていない事例 ・ 大学において、専任教員や実務家教員の取扱いや、教育課程等に関し疑義が呈される事例 等 <p>③認定地方公共団体（以下、「認定団体」という。）における関係事務の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校以下の株立学校への評価に関し、評価方法及び公表方法が不適切な事例 ・ 学校運営を行う学校設置会社への指導等を適切に行っていない事例 等 <p>一方、評価・調査委員会による調査では、本特例措置の実施により、英語教育、情報通信技術の活用、不登校生徒の受入れなどの地域の特色ある教育機会を提供する場として教育の多様化が図られた例や、生徒の地域行事への参加や世代間交流による地域活性化などの効用が見られた。さらに、市町村において税込増、スクーリングで訪れる関係者による宿泊需要等の増加、地元人材の雇用創出等が図られたことも確認された。</p> <p>このように、本特例措置の効果が認められる一方で問題点も指摘されている以上、全国展開は適切ではないとの意見で一致した。このため、以下のとおり本特例措置の運用を見直す。</p>	<p>1 具体的には、本特例措置の運用を以下のとおり見直す。生徒等の習熟度合いの多様性にも十分配慮しながら、教育の質の保証を確保しつつ、特区制度の趣旨に沿った運用が必要である。その際、現に学んでいる児童・生徒・学生や保護者の利益及び安定的な株立学校の運営の継続に十分配慮するとともに、各株立学校が掲げる教育の目的・内容にも十分留意しつつ、画一的に新たな基準を課すなど過度の規制強化につながらないようにしなければならない。 (次頁へつづく)</p>

特例措置の評価・調査経緯

これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
			<p>(つづき)</p> <p>(1) 内閣府は、内閣府通知「株式会社立通信制高校に係る特定事業に関する取扱いについて(通知)」(平成18年8月1日)を踏まえ、面接指導等(面接指導、添削指導、試験)が特区区域内で行われるよう、あらためて認定団体に対して周知・指導する。</p> <p>(2) 規制所管省庁は、適切な教育活動が実現するよう、認定団体に対して周知・指導する。</p> <p>(3) 内閣府及び規制所管省庁は、学校に対する助言指導体制の確保を認定団体に対して要請する。</p> <p>また、規制所管省庁は、ノウハウの乏しい認定団体に対して、必要な助言を行う。</p> <p>2 併せて、新たな特区計画の申請があった場合は、その認定は、</p> <p>(1) 面接指導等(面接指導、添削指導、試験)の特区区域内での実施</p> <p>(2) 認定団体における指導体制の構築</p> <p>(3) 認定団体における評価実施とその結果の公表の徹底</p> <p>について、認定申請団体に確認した上で行う。</p> <p>また、規制所管省庁は、認定の同意に当たって、関係法令・通知等を踏まえた適切な教育活動の実施について助言する。</p> <p>3 既設の株立学校の学校法人化が議論となった。規制所管省庁が行った意向調査によれば、特に高校の多くが学校法人化を希望又は学校法人化に魅力を感じると回答している(小学・高校21校中18校、大学5校中1校)。</p> <p>これを踏まえ、規制所管省庁は、学校法人化を希望する学校に対し、新たな学校の「設置」ではなく「設置者変更」として認可を行うなどのこれまでの制度の弾力化等について情報提供を行う。また、相談窓口を設けて個別にきめ細かく対応するなど学校から寄せられた懸念の解消に努め、学校法人化を支援する。特に、認可権者が都道府県の場合、当該都道府県の理解が得られるよう、学校や生徒・保護者等の立場に立って必要な支援を行う。</p> <p>4 なお、評価・調査委員会は、適当と認める時期に、上記運用の改善状況及び学校法人化の進捗状況について規制所管省庁に報告を求めることとする。</p>

特例措置の評価・調査経緯

これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
令和4年度 (R5.5.31)	その他 (令和5年度に評価を行う。)	<p>評価・調査委員会の調査では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校種を問わず、総じて「効果が発現している」との回答であった。 ・具体的には、意思決定の速さなどの株式会社立のメリットを活かし、効率的な学校運営に努めつつ、英語教育、不登校、IT・デジタル、学び直しなど、現行制度ではカバーし切れない特色ある教育機会を提供する場として機能している点や、公立学校との交流授業や学校施設の開放、ボランティア・体験学習・地域イベント参加を通じた地元住民との積極的交流、地域における生涯学習への寄与などによる地域活性化の効果がみられた。 ・入学の動機は学校の雰囲気やカリキュラム、先生の熱意などで株式会社立を理由とした回答はなく、また入学後の満足度も総じて高かった。 ・小学校、大学については、大きな弊害は認められなかった。 ・高等学校については、上記の通り地域活性化への効果が認められたものの、一部の認定地方公共団体において、専門知識を有する人材不足により適切な指導管理体制が確保されておらず、また、毎年度実施している学校評価を認識不足により公表していないとの回答があった。 ・教育上の効果として、不登校や中途退学など特別な配慮を必要とする生徒への教育機会・再チャレンジの機会の確保や、豊かな自然環境など地域の特色を活かした教育の提供など、経済的社会的効果として、特区区域内における転入者や交流人口の増加、スクーリング等による宿泊需要や飲食等関連消費需要の増加、新たな設備投資需要や雇用創出、税収増、地域住民との交流等による地域活性化、リスキリング機会提供によるキャリアアップや復職・転職等への寄与等による人材育成への貢献などの回答が寄せられた。(次項へつづく) 	<p>特区を含めた様々な手段を活用して多様な教育へのニーズに応える必要性や学校の継続性・安定性等に対する信頼に応える必要性等がある中で、本特例措置については、認定地方公共団体における指導監督体制の整備及び毎年度の評価等を踏まえた教育環境の改善などに関する課題が生じていることを踏まえ、各事業者や認定地方公共団体において、適正・適切に実施されていく必要がある。このため、関係府省庁は、効果や弊害が主として本特例措置に起因するものであるかについても検証しながら、現在指摘されている課題を踏まえ、事業の適正実施、多様な教育の実現等のために必要な是正措置等の検討・対応を行い、評価委員会へ報告を行う。本特例措置の評価は、上記報告等を踏まえ、令和5年度に行う。</p>

特例措置の評価・調査経緯

これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的な運営のため、デジタル技術の活用や資材調達等の一元化などの工夫を行っており、その結果、教育の充実による生徒の学力や進学実績等の向上につながっているなどの回答が寄せられた。 ・ 株式会社立のメリットとして、意思決定の速さ、資金確保の容易さ、独創的かつ先進的な教育の提供、現行の教育制度ではカバーしきれない多様な教育ニーズへの柔軟な対応、より実務指向の教育が行いやすいなど、デメリットとしては公的助成や税制面の優遇がないなどの回答があった。 ・ 入学のきっかけは、株式会社立かどうかではなく、特色ある教育、先生の熱意や学校の雰囲気、オンラインによる学びやすさ、学生生活の自由度の高さ、実績などで選んだという回答が多く、入学後も人間関係面での成長を実感した、希望の大学に合格できた等、満足度も総じて高い。 ・ すべての株立小学校が学校法人化を指向しているが、資産要件や所轄庁（都道府県）が新規設置を認めていない等の課題があるとの回答があった。 ・ 大学について、一部の認定地方公共団体より、変更が生じる場合の変更申請の可否や、内閣府及び文科省手続きのスケジュール等の明確化を要望する回答があった。（次項へつづく） 	

特例措置の評価・調査経緯

これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
		<p>関係府省庁の調査では、</p> <ul style="list-style-type: none">・教育の安定性や継続性、水準の確保に関して弊害が生じているという結果であった。・具体的には、学校経営面（収支状況、定員充足率、廃校等の状況）、教育研究面（法令違反や不適切な教育活動、教育研究経費の割合）、認定地方公共団体における管理体制（評価結果の未公表、適切な指導監督体制の未確保）のいずれにおいても、前回調査時と同様に課題が見られた。・学校経営面については、①高等学校以下について、直近5年間で学校部門の収支状況が赤字の学校は約25%であり、過半数の学校が定員充足率が60%未満となっている。また、本制度開始から約20年の間に高等学校は28校中3校が廃校（11%）し、9校が学校法人立化（32%）しており、安定性・継続性に大きな懸念があると言わざるを得ない上に、今後の少子化の影響（15年後の15歳人口は令和4年度比で25%減）を踏まえれば、これが一層深刻なものとなることが懸念される。②大学について、特区開始から設立後わずかな期間に7校中5校（71%）が学校の廃止や学部の廃止、学校法人立化に至っており、新設校もない状況が続いている。また、定員が未充足の学部・研究科は今も存在している。 <p>（次項へつづく）</p>	

特例措置の評価・調査経緯

これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
		<p>・教育研究面については、①高等学校については、平成24年の是正対象となった特区区域外での教育活動に該当する例をはじめとして、添削課題を択一式や短答式のみとしている例や添削指導で解説を付さない例、当該教科の教員免許状を有していない教員が面接指導を行っている例、学習指導要領で定める面接指導の時間数を満たしていない例、多様なメディアを利用した学習による面接指導等時間数の減免について、実時間減免等の不適切な運用を行っている例、試験問題が全て選択式であったり、添削課題の抜粋であったりする例、学習が終わっていない中に試験を実施する例、図書室など校舎に備えるべき施設が設けられていない例などの法令違反や不適切な教育活動等の事例が多く見られた。②大学については、教育研究経費の収入に占める割合は最大でも2割程度であり低い状況（大学全体の平均は40.4%）。また、認証評価において1校は不適合との評価を受けている上、他の1校についても1専攻は不適合とされその後廃止、もう1専攻も不適合の後、複数回を経て適合との評価を受けている。教員の雇用形態についても2校が不適切な状態にある。このように、学校法人と比べ教育研究への投資が十分でない上、不適切な教育研究活動の実態が見られた。（次項へつづく）</p>	

特例措置の評価・調査経緯

これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
		<ul style="list-style-type: none">・ 認定地方公共団体における管理体制については、小学校及び高等学校を設置認可する19 認定地方公共団体のうち、5 自治体（26%）において特区法で義務づけられている株立学校の評価結果の公表を行っておらず、学校評価において株式会社の経営状況の確認を行っていない例も見られた。また、平成24 年の是正措置や平成29 年の不適切な学校運営事案に伴う「構造改革特別区域基本方針」の改正により、学校設置事業に対して適切な指導監督を行う体制の確保が求められてきたにもかかわらず、14 自治体（74%）では担当者に教育事務経験者が含まれておらず、適切な指導監督が困難となっている実態が見られた。・ 本特例措置の全国化に係る意見については、認定地方公共団体においては、半数以上の自治体が「現時点ではわからない」と回答し、「引き続き検証が必要」とする意見のほか、学校の安定性・継続性の確保の観点から「全国化すべきでない」とする意見が複数あった。また、認定地方公共団体が所在する都道府県においては、約4 割が「全国化すべきでないと思うが、引き続き検証が必要」とし、残りの約6 割が「現時点ではわからない」と回答。（次項へつづく）	

特例措置の評価・調査経緯

これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
		<p>・各学校種については、</p> <p>①小学校について、これまで設置されたのは3校のみであり、うち1校は令和3年4月に開設されたばかりであることを踏まえ、引き続き検証が必要。</p> <p>②高等学校について、平成24年の是正対象となった特区区域外での教育活動を含め違法・不適切な事例が引き続き多数見られること、平成24年の是正措置や平成29年の不適切な学校運営事案に伴う「構造改革特別区域基本方針」の改正により、株立学校に対して適切な指導監督を行うことができる認定地方公共団体の体制の確保が求められているにもかかわらず、引き続き体制が不十分な自治体が多くあることが判明した。さらに、廃校や学校法人立化する割合も高く、継続性・安定性の観点で懸念があり、少子化の影響によりこれが一層深刻なものとなる恐れがある。このような現状等を鑑みれば、本特例措置における通信制高等学校については更なる是正により運用の適正化を図る等の見直しを行う必要があると考える。</p> <p>③大学について、特区開始から設立後わずかな期間に7校中5校が学校の廃止や学部の廃止、学校法人立化に至っており、現在は4校のみで新設校もない状況が続いている。教育研究経費比率は最大でも2割程度であり大学全体の平均よりかなり低く、また、一部の大学は認証評価において不適合との評価を受けているなど、学校法人と比べ教育研究への投資が十分でない上、不適切な教育研究活動の実態が見られる。法人全体の経営効率化等のため、当該事業が簡単に廃止され得ることが明らかになっているなど、教育の安定性・継続性、質の高い教育機会の確保等の観点から懸念がある。（次項へつづく）</p>	

特例措置の評価・調査経緯

これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
		<p>教育部会においては、</p> <ul style="list-style-type: none">・弊害が、主として株式会社という設置形態に起因するものであるか否か考慮する必要がある。・調査・評価委員会の調査によると、特区制度の効果（特区制度を活用して、例えば、教育の国際性、多様性、先進性を補う。）が出ているとのことであり、この点は評価する必要がある。・特区制度の効果がないとはいわないが、株式会社立の学校が、特に特徴がある、又は、進んでいるという認識はなく、学校法人立でも、特徴がある、又は、進んでいる教育が行われている学校は沢山ある。・通信制高校に関しては、データをみる限り、特区制度ができた平成15年度以降、数が倍増しているが、株式会社より、学校法人による設立の割合が多くなっており、学校法人による設立について参入障壁があるようには思えない。・株式会社立の学校は、1割を超える学校が廃校になっており、一般的に見て明らかに高く、継続性・安定性に大きな懸念がある。・株式会社立の学校の場合、認可が要らない分、いろいろなチャレンジができる一方で助成金もないということだと思う。・世界的に、いわゆるプロフィットの大学等教育機関の持っている安定性・継続性の問題を考えると、今後どのくらいニーズが伸びるのかどうかという問題は重要である。・大学に関しては、新設校はない状況が続いている。通信制高校に関しては、定員充足率が非常に低い学校が株式会社立について多い。当該自治体が、地域活性化に特例事業を活用したいというローカルなニーズはあるのかも知れないが、少子化の中で共倒れの可能性が高まるのではないかと懸念している。 <p>（次項へつづく）</p>	

特例措置の評価・調査経緯

これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 高校に関しては、少子化ではあるが、日本では高校進学率が非常に高いため、従来の高校にはないニーズを拾っていく主体として株式会社立の学校は重要かと思っている。 ・ 通信制高校は、学校法人立及び株式会社立について、個々の学校ごとに、在籍率の差が大きい。また、通信制教育は、教育の質を落とすことでコストカットしやすい仕組みになっている。 ・ 過去に株式会社立の学校で、杜撰な経営が行われたことは問題であり、全国展開は時期尚早であると思うし、しっかり改善していく必要がある。 ・ 全国展開は適切な状況ではないとの見解は理解する部分がある。その上で、公的助成・税制優遇がない中で、株式会社立学校は、安定性・継続性がないから、不適切だという結論は納得できる状況にはなく、学校法人立と前提条件を一定にして比較する必要がある。 ・ 設置者が、株式会社であろうと学校法人であろうと、学校としての法的位置づけに差がなく、子供たちの学び、ニーズに応じた教育を保障していくことが大事。設置者が学校誘致の意向を強く有する市町村であることは、安易な認可と指導監督の不足を招く。 ・ 特区制度について、認定市町村の役割が重要だが、何かあったときに、改善するというシステムが働いているか非常に心配である。学校法人については、都道府県に担当部署がある。 ・ 小学校については、報告書で明確に特出した課題があるということは示していないものの、実際、特色がある教育が行われているのは事実であると認識している。他方で、臨時免許状で勤務をしている者が明らかに多い状況。教員の給与についても、一般水準より大変低い。小学校については、義務教育であるため、これを全国化していくことは、非常に社会的影響が大きい。 <p>(次項へつづく)</p>	

特例措置の評価・調査経緯

これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
		<p>・大学については、実務家教員による効果的な教育、産業界のニーズを踏まえた教育が行われていることは、調査において現れていると認識している。一方で、教育研究への注力の度合い、最近新設の学校がない等の点を踏まえると、全国展開に至るような状況ではない。</p> <p>・本特例制度について、意味がない、廃止すべきとまでは思っていないが、今回の調査において、課題は引き続き存在していると指摘した。個別具体的な学びとか不登校対策でいろいろなタイプの居場所が必要であるという点は、文部科学省も進めているところであり、それは普通の学校、不登校特例校、教育委員会が整備する適応指導教室、あるいはNPOと協力しながら子供たちに居場所を提供する場合等、いろいろなタイプの居場所をつくっている。</p> <p>・学校と名乗る以上は、継続性・安定性に関する学校というものに対する信頼に応えるべき。継続して一定の質以上の活動を行うことが大切であり、パイロットだから多少不備があってもという考え方は持っていない。そのチェック機能を認定市町村が果たしているのかということは疑問。</p> <p>特に、義務教育については、憲法上の教育を受ける権利を保障するために義務教育制度を整備しているのだから、学校と名のつくところに行ったのに思わぬことが起きたということがあってはならず、かなり慎重に考えるべきだと思っている。全国化というのはそう簡単に議論できることではないと思っている。</p> <p>などの意見があった。</p> <p>以上より、教育部会においては、本特例措置について、指摘されている課題を受け止め、整理し、対応措置を検討しつつ、令和5年度に評価を行うことが適当と判断する。</p>	

構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る
評価意見

令和 5 年度

令和 6 年 3 月 2 1 日

構造改革特別区域推進本部
評価・調査委員会

令和5年度評価意見等

特例措置番号	特定事業名	関係府省庁	措置区分	評価意見等
413	救急隊の編成基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業	総務省	省令	その他（今後5年毎に状況の把握を行い、活用事例が大幅に増加傾向に転じる等の変化が確認された段階で、改めて評価を行う。）
709 (710, 711)	特産酒類の製造事業	財務省	法律	特区において当分の間存続（令和10年度に改めて評価を行う。）
712	清酒の製造場における製造体験事業	財務省	法律	特区において当分の間存続（令和10年度に改めて評価を行う。）
816	学校設置会社による学校設置事業	文部科学省	法律	是正（規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置について特区における検証を要するもの）
1010	地方競馬における小規模場外設備設置事業	農林水産省	告示	その他（今後5年毎に状況の把握を行い、売り上げが大幅に増加傾向に転じる等の変化が確認された段階で、改めて評価を行う。）

評価意見（案）

①	別表1の番号	413
②	特定事業の名称	救急隊の編成基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	緊急度・重症度が著しく低い場合には救急自動車1台及び救急隊員2人により救急隊を編成することができる。 (限られた人員の中で救急需要に対応できる体制の構築が期待でき、重症・重篤な疾病者に対する現場到着時間を短縮し救命率の向上が図られる。)
⑤	評価	その他(今後5年毎に状況の把握を行い、活用事例が大幅に増加傾向に転じる等の変化が確認された段階で、改めて評価を行う。)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>評価・調査委員会による調査では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>重篤患者への適切な人員の配置などについては、特例措置の効果は明確には分からない等の回答があった。</u> <p>関係府省庁の調査によると、</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>通報時の緊急度判定において2名体制で出場できる低緊急「C」判定を行うには、高緊急の事案と比較し、多くの項目を聴取する必要があり、逆に多くの時間を要する。さらに、出勤率が高まり救急業務がひっ迫すると、低緊急「C」判定を行うための時間を割けず、2名体制での出場を判断すること自体困難となる。</u> ➢ 通信指令室に常駐する医師について、横浜市消防局では平成10年から通信指令室に24時間体制で指導医が常駐しており、特区制度活用のために新たに指導医を確保する必要がなかった。(※指導医の要件は、救急医として5年以上勤務し、救命センターの推薦があることとしている) 他地域において、新たに常駐医師を確保する場合、体制整備のために発生する追加コストは本調査では評価困難である。 ➢ 救急業務においては、救急自動車の運転、緊急走行時における安全確認、傷病者の応急処置に関わる人員確保が必要であり、現行の救急隊の編成基準において原則として救急隊員3名以上を構成要件としている。 救急隊員2名で構成する救急隊を運用する際にも、当然のことながら、傷病者の安全性を確保することが最優先であり、<u>特例要件の他に、横浜市消防局では不測の事態に備えて追加条件を設定している。これらの要件遵守のため下記の課題が生じ、この解決には追加の体制整備のコストが掛かることが判明した。横浜市消防局ではコストに見合った効果が得られず、近年では、運用数が極めて少なくなっているのが実態である(平成20年の認定以後、特区制度を運用した出動件数の全体は、平成22年の13,764件をピークに減少しており、令和4年には8件となっている)。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急度判定の安全性向上により、通報時における傷病程度及び緊急度の過小評価は抑制されたが、対象事案が減少した。同時に、迅速かつ的確に緊急度判定を行えるシステムを唯一導入する横浜市であっても、判定時の手順が複雑化し、労務負荷が高まった。 ・ 運用を重ねる中で判明した課題に対応するため、迅速かつ確実な傷病者対応、現場の安全管理等に必要となる追加条件を定めたが、対象事案が減少した。 ・ <u>不測の事態が発生した場合に、3人以上の救急隊員により速やかに人員増強を実施するため、多くの人員確保をしておく必要がある。</u> ➢ 関係府省庁としては、活動上の負荷及びリスク、その解決に必要な体制整備のコストに見合った効果が得られず、結果的に十分な運用実績も得られない可能性が高いと考えている。 <p>評価・調査委員会の審議においては、次のような意見が出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・
⑦	今後の対応方針	本特例措置について、関係府省庁は、今後5年毎に状況の把握を行い、活用事例が大幅に増加傾向に転じる等の変化が確認された段階で、改めて評価を

		行う。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

評価意見（案）

①	別表1の番号	709（710、711）																		
②	特定事業の名称	特産酒類の製造事業																		
③	措置区分	法律																		
④	特区における規制の特例措置の内容	地域の特産物である農作物等を原料とした単式蒸留焼酎又は原料用アルコールを製造しようとする者が、製造免許を申請した場合には、最低製造数量基準を適用除外とする。																		
⑤	評価	特区において当分の間存続（令和10年度に改めて評価を行う。）																		
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>評価・調査委員会による調査では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光客の増加や雇用創出等により地域活性化につながっていることが確認された。また、特区限定であることによる希少価値が認められることが確認された。 																		
		<table border="1"> <tr> <td>自治体</td> <td>地域にどのようなメリットをもたらしたか。</td> <td>特区であるがゆえのメリットはあるか。</td> </tr> <tr> <td>青ヶ島村</td> <td>テレビをはじめメディアで取り上げられ、観光客が増加。</td> <td>島内でしか飲めない幻の酒として、価値が高まっている。</td> </tr> <tr> <td>碧南市</td> <td>市の特産物であるにんじんを、野菜としてではなく、嗜好品として提供できた。</td> <td>農家と醸造という二つの特産品を、碧南市内で新たな特産品として生むことが出来る。</td> </tr> <tr> <td>多気町</td> <td>地場産米の生産需要を高めたこととで、耕作放棄地や遊休農地が減少した。 また、リゾート施設内で地域の特産品を集めた産直市場との相乗効果で、観光客が増加した。</td> <td>新たな特産品物及び地域ブランドの創出、農業生産の拡大等地域農業の振興が図れた。 また、観光客など交流人口の拡大により、地域の活性化が図れた。</td> </tr> <tr> <td>三島村</td> <td>本村のPR、雇用創出、移住者の受入増加、高齢者の生き甲斐づくりに、視察・観光客などの増加などが図られた。また、地域の特産物を使用した焼酎であることから、地域住民の関心や愛着が増し、地域活性化にも寄与している。</td> <td>単式蒸留焼酎製造者が競合状態にある本県で特区を活用したことにより、他の焼酎製造者からのご協力を受けることが出来た。 また、特区を活用していることにより国・県・民間団体より注目され、広いPR活動につながっている。</td> </tr> <tr> <td>檜原村</td> <td>檜原村の特産品であるじゃがいもを活用した本事業により、地域のじゃがいも生産者でじゃがいも組合を設立し、農業振興の一端を担えた。</td> <td>檜原村は急峻な山々とこれらを繋ぐ尾根に囲まれ93%は山林が占めており、平地の畑が少ない中で特産品であるじゃがいもを原料として本事業を行っているため、特区認定を受けたことで事業が可能となった。</td> </tr> </table>	自治体	地域にどのようなメリットをもたらしたか。	特区であるがゆえのメリットはあるか。	青ヶ島村	テレビをはじめメディアで取り上げられ、観光客が増加。	島内でしか飲めない幻の酒として、価値が高まっている。	碧南市	市の特産物であるにんじんを、野菜としてではなく、嗜好品として提供できた。	農家と醸造という二つの特産品を、碧南市内で新たな特産品として生むことが出来る。	多気町	地場産米の生産需要を高めたこととで、耕作放棄地や遊休農地が減少した。 また、リゾート施設内で地域の特産品を集めた産直市場との相乗効果で、観光客が増加した。	新たな特産品物及び地域ブランドの創出、農業生産の拡大等地域農業の振興が図れた。 また、観光客など交流人口の拡大により、地域の活性化が図れた。	三島村	本村のPR、雇用創出、移住者の受入増加、高齢者の生き甲斐づくりに、視察・観光客などの増加などが図られた。また、地域の特産物を使用した焼酎であることから、地域住民の関心や愛着が増し、地域活性化にも寄与している。	単式蒸留焼酎製造者が競合状態にある本県で特区を活用したことにより、他の焼酎製造者からのご協力を受けることが出来た。 また、特区を活用していることにより国・県・民間団体より注目され、広いPR活動につながっている。	檜原村	檜原村の特産品であるじゃがいもを活用した本事業により、地域のじゃがいも生産者でじゃがいも組合を設立し、農業振興の一端を担えた。	檜原村は急峻な山々とこれらを繋ぐ尾根に囲まれ93%は山林が占めており、平地の畑が少ない中で特産品であるじゃがいもを原料として本事業を行っているため、特区認定を受けたことで事業が可能となった。
		自治体	地域にどのようなメリットをもたらしたか。	特区であるがゆえのメリットはあるか。																
		青ヶ島村	テレビをはじめメディアで取り上げられ、観光客が増加。	島内でしか飲めない幻の酒として、価値が高まっている。																
		碧南市	市の特産物であるにんじんを、野菜としてではなく、嗜好品として提供できた。	農家と醸造という二つの特産品を、碧南市内で新たな特産品として生むことが出来る。																
		多気町	地場産米の生産需要を高めたこととで、耕作放棄地や遊休農地が減少した。 また、リゾート施設内で地域の特産品を集めた産直市場との相乗効果で、観光客が増加した。	新たな特産品物及び地域ブランドの創出、農業生産の拡大等地域農業の振興が図れた。 また、観光客など交流人口の拡大により、地域の活性化が図れた。																
		三島村	本村のPR、雇用創出、移住者の受入増加、高齢者の生き甲斐づくりに、視察・観光客などの増加などが図られた。また、地域の特産物を使用した焼酎であることから、地域住民の関心や愛着が増し、地域活性化にも寄与している。	単式蒸留焼酎製造者が競合状態にある本県で特区を活用したことにより、他の焼酎製造者からのご協力を受けることが出来た。 また、特区を活用していることにより国・県・民間団体より注目され、広いPR活動につながっている。																
檜原村	檜原村の特産品であるじゃがいもを活用した本事業により、地域のじゃがいも生産者でじゃがいも組合を設立し、農業振興の一端を担えた。	檜原村は急峻な山々とこれらを繋ぐ尾根に囲まれ93%は山林が占めており、平地の畑が少ない中で特産品であるじゃがいもを原料として本事業を行っているため、特区認定を受けたことで事業が可能となった。																		
<ul style="list-style-type: none"> ・仮に全国展開される場合、全国各地で地域活性化及び業界の活性化が図られる可能性がある一方、特区限定であることによる希少価値が失われる、また、競合先の増加による業績停滞（または悪化）も懸念されるという意見があった。 																				
<p>関係府省庁の調査によると、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酒税の納税申告実績は5者で、3者に期限後申告、1者に期限後納付、1者 																				

		<p>に過少申告、1者に記帳義務誤りの問題があり、計3者に問題が認められた。(複数の項目に該当する者がいるため、内訳の者数の合計と一致しない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の調査においては、無免許製造の事例は確認されなかった。 ・関係府省庁では、問題のあった事業者を始め、今後も随時、申告、記帳等の指導を行っていく。また、パンフレット・手引き等を活用し周知啓発を行っていく。 ・関係府省庁としては、問題発生状況や現行の税務執行体制に鑑みれば、全国展開により特例適用者が増加した場合には、更なる法令違反の増加や税務執行コストの増大が想定されると考えているとのことであった。 <p>評価・調査委員会の審議においては、次のような意見が出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・
⑦	今後の対応方針	本特例措置について、関係府省庁は、現在認定されている特区及び今後認定される特区について状況の把握を行い、令和10年度に改めて評価を行う。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

①	別表1の番号	712				
②	特定事業の名称	清酒の製造場における製造体験事業				
③	措置区分	法律				
④	特区における規制の特例措置の内容	清酒の製造免許を受けている者が、その地域の活性化を図ることを目的として、地域の魅力の増進に資する施設において清酒の製造体験を提供する場合には、税務署長の承認により、当該施設内に設ける体験製造場を既存の製造場と一の製造場とみなす。				
⑤	評価	特区において当分の間存続（令和10年度に改めて評価を行う。）				
⑥	⑤の評価の判断の理由等	評価・調査委員会による調査では、 ・観光客の増加や雇用創出等により地域活性化につながっていることが確認された。				
		自治体	年度	実施回数	1回の製造体験に要する日数	参加人数合計
		佐渡市	R2	1回	7日間	3人
			R3	3回	7日間	14人
			R4	5回	7日間または20日間	17人
		設楽町	R2	-	-	-
			R3	134回	1日	362人
			R4	85回	1日	199人
		大和郡山市	R2	-	-	-
			R3	-	-	-
R4	24回		半日	128人		
宇佐市	R2	-	-	-		
	R3	-	-	-		
	R4	91回	1日	173人		
自治体	効果	効果の有無	内容・理由			
佐渡市	観光入込客数	有・無	製造体験を通じた長期間滞在による佐渡ファンの育成により、令和4年度の参加者17名のうち、8名は再訪者となっており、国内だけでなく海外からも来島している。			
	雇用の創出	有・無	製造体験を行う「学校蔵」だけでなく、併設して日本酒の副産物と佐渡食材を活用した発酵食品を提供するためのカフェを運営することにより、さらなる雇用創出に繋がっている。			
	平均宿泊数	有・無	製造体験にともない、7日間・20日間等の長期滞在に繋がっている。			

	売上・販路拡大	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	商品のブランド化（学校蔵）だけでなく、体験された方が購入し、周りに購入を勧める形で販路拡大に繋がっている。
設 楽 町	観光入込客数	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	本町にとって新たな体験型の観光資源であり、そこから波及する田植え、稲刈りなどの交流人口の増加がある。田植え、稲刈り共、限定 50 人。
	雇用の創出	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	新たに雇用の創出はない。
	平均宿泊数	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	宿泊施設が本事業の付近にないため、宿泊が増えることはない。
	売上・販路拡大	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	当該施設の利用者が近隣施設を利用するなど誘客に繋がる。
大 和 郡 山 市	観光入込客数	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	体験は予約制のため、参加者＝体験目当ての新規観光客と見込める。また参加者は体験中の空き時間で周囲を散策できる。
	雇用の創出	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	酒蔵の既存社員にて対応しているため増加はない。
	平均宿泊数	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	酒造体験は 1 日で完了するため、宿泊を伴わない。
	売上・販路拡大	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	酒蔵はもとより、近隣の飲食店についても体験参加者が周遊することで新規客を獲得できている。
宇 佐 市	観光入込客数	不明	本施設が開業したのは令和 4 年 5 月であり、令和 2 年からのコロナ禍の影響もあり、効果測定困難。
	雇用の創出	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	本施設による新規雇用 5 名（パート）。
	平均宿泊数	不明	観光入込客数と同様に測定困難。
	売上・販路拡大	不明	''
<p>・事業を実施しているすべての自治体から、本特定事業を実施するにあたって弊害はない</p> <p>・全国展開された場合、特区としての独自性がなくなり、発現した効果が薄れるなどの回答があった。</p> <p>関係府省庁の調査によると、</p> <p>・酒税の納税申告事績は 4 者で、1 者に記帳義務誤り、1 者に申告・届出義務誤りの問題があり、計 2 者に問題が認められた。</p> <p>・今回の調査においては、無免許製造の事例は確認されなかった。</p> <p>・関係府省庁では、問題のあった事業者を始め、今後も随時、申告、記帳等の指導を行っていく。また、パンフレット・手引き等を活用し周知啓発を行っていく。</p>			

		<p>・関係府省庁としては、問題発生状況や現行の税務執行体制に鑑みれば、全国展開により特例適用者が増加した場合には、更なる法令違反の増加や税務執行コストの増大が想定されるところとされているとのことであった。</p> <p>評価・調査委員会の審議においては、次のような意見・提言が出された。</p> <p>・</p> <p>・</p>
⑦	今後の対応方針	本特例措置について、関係府省庁は、現在認定されている特区及び今後認定される特区について状況の把握を行い、令和10年度に改めて評価を行う。
⑧	全国展開の実施内容	－
⑨	全国展開の実施時期	－

評価意見（案）

①	別表1の番号	1010																		
②	特定事業の名称	地方競馬における小規模場外設備設置事業																		
③	措置区分	告示																		
④	特区における規制の特例措置の内容	窓口が5以下の小規模場外馬券場の設置に関する審査について、一定の要件が満たされると都道府県知事が書面により確認した場合には、農林水産大臣は設置承認基準を満たしたものとみなす。																		
⑤	評価	<p>その他（今後5年毎に状況の把握を行い、売り上げが大幅に増加傾向に転じる等の変化が確認された段階で、改めて評価を行う。）</p> <p>評価・調査委員会による調査では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特区制度を活用した小規模場外馬券場の売り上げは、コロナ禍に急激に減少していたものが回復傾向にはある。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21</th> <th>R元年</th> <th>R2年</th> <th>R3年</th> <th>R4年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売り上げ額 (百万円)</td> <td>560</td> <td>201</td> <td>96</td> <td>115</td> <td>158</td> </tr> <tr> <td>総売り上げに 占める割合 (%)</td> <td>2.8</td> <td>0.48</td> <td>0.16</td> <td>0.18</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・本施設設置以降、地域社会や来場者との間でトラブルや苦情もなく、地域行事にも参画することで地域社会に溶け込んでおり、地域住民から好意的な声が上がっている。 ・一方で、インターネット投票が主流の中、新たに場外施設を設置することは投資効果等を慎重に見極める必要があるとの認識から、現時点で本特例事業を活用する予定はない <p>などの回答があった。</p> <p>関係府省庁の調査によると、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本特定事業が全国展開した場合の活用希望については、小規模場外施設の新規ユーザー獲得等の効果进行评估している主催者（4主催者）はあるものの、全ての主催者において具体的な本特例事業の活用希望は無かった。 <p>その理由としては、場外施設での売り上げ減少を背景に、新規の施設設置について採算性が疑問視される（6主催者）、競馬の知識に乏しい都道府県知事部局への申請が、農林水産省への申請よりもハードルが高い（2主催者）というものであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定事業が全国展開した場合の弊害については、現在、本特定事業を活用している主催者においては特段の弊害は生じていないものの、一部の地方競馬主催者からは周辺地域への環境負荷の増加や、20歳未満の者による馬券購入の防止、ギャンブル等依存症対策への支障が生じるとの懸念が示されている。 <p>関係府省庁としては、現在、本特定事業を活用している主催者においては特段の弊害は生じていないものの、全国展開により、周辺地域への環境負荷の増加や、未成年による馬券購入の防止、ギャンブル等依存症対策への支障が生じる懸念がある。また、国において場外施設等における20歳未満の者による馬券購入の防止も含めギャンブル等依存症対策への監督・指導の強化が求められる中、本特定事業の全国展開は、これに相反する行為と受け取られる恐れがあると考えている。</p> <p>評価・調査委員会の審議においては、次のような意見が出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 		H21	R元年	R2年	R3年	R4年	売り上げ額 (百万円)	560	201	96	115	158	総売り上げに 占める割合 (%)	2.8	0.48	0.16	0.18	0.2
	H21	R元年	R2年	R3年	R4年															
売り上げ額 (百万円)	560	201	96	115	158															
総売り上げに 占める割合 (%)	2.8	0.48	0.16	0.18	0.2															
⑥	⑤の評価の判断の理由等																			

⑦	今後の対応方針	本特例措置について、関係府省庁は、今後5年毎に状況の把握を行い、売り上げが大幅に増加傾向に転じる等の変化が確認された段階で、改めて評価を行う。
⑧	全国展開の実施内容	
⑨	全国展開の実施時期	

評価意見（案）

①	別表 1 の番号	8 1 6
②	特定事業の名称	学校設置会社における学校設置事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	株式会社が学校を設置することを可能とする。
⑤	評価	是正（規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置について特区における検証を要するもの）
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>○前年度に行った調査等に基づき、以下の事項等を実施した。</p> <p>（１）特区申請マニュアルの更新（令和 5 年 8 月）</p> <p>地方公共団体が特区申請を行う際のマニュアルについて、評価を通じて見られた課題等を踏まえて主に以下の旨を追記。</p> <p>①資産要件の基準について</p> <p>学校設置会社の資産要件について、都道府県が定める私立学校審査基準に加え、新たに、文部科学大臣所轄学校法人に対する審査基準も参考にすることとし、これらの基準と異なる基準を定める場合には合理的な説明が求められる旨を明記。</p> <p>②地方公共団体の指導監督体制の充実のための職員配置について</p> <p>特に通信制高校を設置する場合、認定地方公共団体に高校での管理職経験者や指導主事等の高校に関する教育行政経験者を配置し、恒常的な指導監督を行える環境を整備することとする。</p> <p>③セーフティネットについて</p> <p>学校経営に著しい支障が生じた際等に想定される学校設置会社の対応及び認定地方公共団体における計画を具体的に記載する。</p> <p>（２）認定地方公共団体に対する通知の発出、説明会の実施（令和 5 年 9 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定を受けた各地方公共団体に対し、「構造改革特別区域法第 12 条第 1 項に基づく学校設置会社による学校設置事業における法令違反・不適切事例の改善に向けて（通知）」（令和 5 年 9 月 11 日付け府地事第 644 号・5 初企第 26 号）を発出。 ・令和 5 年 9 月 20 日、認定を受けた各地方公共団体に対し、上記通知の概要等について、説明会を実施。 <p>必要な改善や法令遵守状況の提出を求めた。</p> <p>○令和 5 年 9 月以降に関係府省庁同席にて実施した点検調査にて発覚した法令違反・不適切事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造改革特区計画の変更申請や自治体への認可の申請手続等がなされていないにもかかわらず、あたかも認可済であるかのような新たな学習等支援施設のホームページが開設されていた。 ・適切な免許を持たない教員が面接指導を実施していた。 ・特区外で面接指導が実施されていた。 ・学習等支援施設のホームページや生徒募集のためのパンフレット、看板等の表記において、学習等支援施設が実施校（本校）であるかのような表現になっており、通信教育の費用と、それ以外の課程外の活動等に係る費用の区別等についても適切になされていない。 <p>○上記（２）に基づく各認定地方公共団体からの報告において見られた主な法令違反・不適切事例は以下のとおり。</p> <p>（高等学校：17 件が報告対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特区外で試験を実施している 3 件

		<ul style="list-style-type: none"> ・相当する教科の教育職員免許状を保持していない者が面接指導を実施していた 2件 ・学校医、学校歯科医、学校薬剤師が置かれていない 4件 ・添削指導が正誤の記載のみ等となっており、解説や自学自習のためのアドバイスの記載がない 5件 ・学校で違法・不適切事例があるにもかかわらず、構造改革特別区域法第12条第5項による学校評価においてそれらが指摘できていない 5件 等 <p>(大学：5件が報告対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託関係にある教員が授業を担当している 4件 等 <p>○ 本特例措置については、令和4年度に実施した評価・調査委員会の調査において、英語教育、不登校、IT・デジタル、学び直しなど特色ある教育機会を提供する場として機能している点や、公立学校との交流授業、地元住民との積極的交流、地域における生涯学習への寄与などによる地域活性化の効果がみられた点等の肯定的な回答がある一方、関係府省庁による調査においては、法令違反や不適切な事例が多数見られた。また、令和5年度の改善通知に基づく報告により、依然として法令違反や不適切な事例が継続していることが分かった。本特例措置の活用事例の大半は広域の通信制高等学校であるが、法令違反・不適切事例が引き続き多数存在することに加え、その中には、学校設置会社への指導監督を担う認定地方公共団体が認知できていないものもあることや、令和4年度に実施した調査において、年間を通じて一度しか学校の運営状況を確認していないと回答した自治体も存在することなどから、認定地方公共団体の指導監督体制等の改善が求められる。</p> <p>評価・調査委員会の審議においては、次のような意見が出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・
⑦	今後の対応方針	<p>本特例措置においては、平成24年度も是正措置が講じられたことを踏まえ、以下のとおりとする。</p> <p>構造改革特区基本方針を次のように改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同意の要件に各種法令遵守、既に他の地域等において認定を受けて学校設置事業を運営している学校設置会社の場合は既存校が適切に運営されていること、を盛り込む。 ・ 恒常的な指導監督に係る記載を強化。 <p>関係府省庁は、認定地方公共団体、学校設置会社等に対して、法令違反・不適切事例の再発防止のための周知・指導の徹底を図るとともに、今般の是正措置が弊害の予防等につながったかも含め、改善状況について確認・検証の上、評価・調査委員会が適当と認める時期に評価を実施する。</p> <p>関係府省庁は、常時、ノウハウの乏しい認定団体に対して、必要な助言を行う。</p> <p>関係府省庁は、学校法人化を希望する学校に対し、引き続き相談窓口を設けて個別にきめ細かく対応するなど学校法人化を支援する。</p>
⑧	全国展開の実施内容	
⑨	全国展開の実施時期	

<これまで>

- 農地等について権利を取得するには、農業委員会の許可を受けなければならない。
（農地法第3条第1項）
- 法人による農地等の所有権の取得については、農地所有適格法人に限り認められている。
（農地法第2条第3項、第3条第2項第2号）

構造改革特区の活用

<関係法令等>

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項、同条第2項

<取り巻く環境の変化>

農業の新たな担い手の確保、遊休農地の発生防止・解消、農地の効率的な利用、6次産業化の促進などの課題に引き続き取り組んでいく必要がある。

農地所有適格法人以外の法人も農地等の所有権を取得することを可能とする。
（要件を満たす場合は、農業委員会は農地法第3条第1項の許可をすることができる。）

<主な要件>

○法人の要件

- ・農地等を適正に利用していないと地方公共団体が認めた場合には当該地方公共団体へ所有権を移転する旨の書面による契約を締結していること。
- ・地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ・業務執行役員等のうち1人以上が耕作等に常時従事すると認められること。

○地域の要件

- ・その区域内において、農地等の効率的な利用を図る上で農業の担い手が著しく不足していること。
- ・従前の措置のみによっては、その区域内において耕作の目的に供されていない農地等その他その効率的な利用を図る必要がある農地等の面積が著しく増加するおそれがあること。

認定計画数：1件（累計）

1件（令和5年12月末現在）

◎実際の取組事例

～養父市法人農地取得特区～

（令和5年12月認定）

実施主体：養父市

農業従事者の平均年齢は全国平均と比較しても高く、かつ農業後継者の不足は明らかな状況である。また、遊休農地も毎年増加していることから、今後も、土地所有者側の世代交代や現在の担い手の離農などの理由等から遊休農地は多くなると推察され、従前の制度では守れない農地の面積が著しく増加するおそれがある。このため、企業の農業参入を図り、多様な担い手の確保や地域と連携した農地の流動化の促進により、耕作放棄地の解消等が期待される。



番号	1014
特定事業の名称	特定法人による農地取得事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項、同条第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	1. 農地又は採草放牧地について権利を取得するには、農業委員会の許可を受けなければならない。(農地法第3条第1項) 2. 法人による農地等の権利取得については、農地所有適格法人に限り認められている。(農地法第2条第3項、第3条第2項第2号)
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その区域内において、農地等(構造改革特別区域法(平成14年法律第189号。以下「法」という。)第24条第1項に規定する農地等をいう。)の効率的な利用を図る上で農業の担い手が著しく不足しており、かつ、従前の措置のみによっては耕作の目的に供されていない農地等その他その効率的な利用を図る必要がある農地等の面積が著しく増加するおそれがあることから、その設定する構造改革特別区域内において、農地等の効率的な利用を通じた地域の活性化を図るため農地所有適格法人以外の法人が農地等の所有権を取得して農業経営を行うことが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内にある農地等を管轄する農業委員会は、当該構造改革特別区域において農業経営を行おうとする当該法人のうち①～③に掲げる要件の全てを満たしているもの(以下「特定法人」という。)が当該構造改革特別区域内にある農地等について当該地方公共団体から所有権を取得しようとする場合には、農地法第3条第2項の規定にかかわらず、同条第1項の許可をすることができる。</p> <p>①当該法人が、その農地等の所有権の取得後において4.の規定による通知が行われた場合その他その農地等を適正に利用していないと当該地方公共団体が認めた場合には当該地方公共団体に対し当該農地等の所有権を移転する旨の書面による契約を当該地方公共団体と締結していること。 ②当該法人が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。 ③当該法人の業務執行役員等(農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。以下同じ。)のうち、一人以上の者が特定法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。</p> <p>2. 認定の日以降、地方公共団体が構造改革特別区域内にある農地等について、認定を受けた構造改革特別区域計画に基づいて特定法人に所有権を移転するために所有権を取得する場合又は1. ①の契約に基づいて所有権を取得する場合には、農地法第3条第1項本文の規定は適用しない。</p> <p>3. 農業委員会は、1. の農地法第3条第1項の許可をする場合には、同条第5項の規定により、当該許可を受けて農地等の所有権を取得した特定法人が、農林水産省令で定めるところにより、毎年、その農地等の利用の状況について、農業委員会に報告しなければならない旨の条件を付けるものとする。</p> <p>4. 農業委員会は、次のいずれかに該当する場合には、その旨を、地方公共団体に対し、通知するものとする。 ①当該特定法人がその農地等を適正に利用していないと認める場合。 ②当該特定法人がその農地等において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じている場合。 ③当該特定法人が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認める場合。 ④当該特定法人の業務執行役員等のいずれもが当該特定法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認める場合。</p>
同意の要件	<p>1. 法第24条第1項の認定を受けた地方公共団体において、地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第1項に規定する地域計画をいう。)が定められている場合にあつては、適正な手続きを経て、特定法人が当該計画に位置付けられている又は位置付けられる見込みがあること。 2. 地域計画が定められていない場合にあつては、次のいずれにも該当すること。 ①特定法人の営農計画を基に、農業用機械、労働力、技術力等から判断し、農地等の全てを効率的に利用すると認められること。 ②農地の面的集積に支障がないこと、他の農業者の水利用を阻害しない、無農薬栽培を阻害しないなど、周辺の農地利用に支障がないと認められること。 3. 営農型太陽光発電など一時転用を行おうとするものでないこと。</p>
特例措置に伴い必要となる手続き	<p>・法第24条第3項の規定に基づく報告を受けた農業委員会は、その内容を農林水産大臣に報告するものとする。 ・農業委員会及び都道府県知事等は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)及び農地法の規定を踏まえ、法人の農地等の利用状況を随時監視し、不適正利用(遊休化、違反転用等)があった場合又はそのおそれがある場合等には、農林水産大臣に報告するものとする。</p>

調査スケジュール(案)

1. 関係府省庁名	農林水産省
2. 特例措置番号	1014
3. 特定事業の名称	特定法人による農地取得事業

4. 調査スケジュール

①	調査スケジュール	調査票作成・送付 令和8年9月 調査実施 令和8年9月～10月 調査票回収 令和8年10月 とりまとめ 令和8年10月
②	理由	<p>本特例措置の対象となる特定法人による農地取得事業開始後、ある程度の期間が経過するまでは、農地取得による十分な実績を得ることができず、弊害の発生の有無等を判断することは困難であることから、特区において適用・承認が見込まれ、その効果が判明することが見込まれる時期等を踏まえれば、本特例措置に係る評価のための調査については、特区認定の日から3年後を目途とした上記調査スケジュールにより行うことが適当である。</p>
③	その他留意すべき事項	<p>(参考)令和6年1月時点で構造特区として認定されている特定法人による農地取得事業(1014)は、兵庫県養父市の1件。当該計画で位置づけられた事業者は1社のみ。</p>

構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価時期に係る意見（案）

令和6年3月21日
構造改革特別区域推進本部
評価・調査委員会

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に基づく規制の特例措置については、特例措置の実施状況等に照らし全国展開の是非等の評価を行っているところである。当該評価の実施時期については、本委員会において検討を行い、構造改革特別区域推進本部長に意見を提出しているところである。

この度、構造改革特別区域計画の認定が初めて行われた規制の特例措置について、関係府省庁の長から提出のあった調査スケジュールに基づき、評価時期の検討を行った。

その結果、当該規制の特例措置の評価時期について、本委員会の意見は以下のとおりとする。

○初めて評価時期を検討したもの

特例措置番号	特定事業名	評価時期
1014	特定法人による農地取得事業	令和 年度

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会 委員名簿

(令和5年7月30日 現在)

氏 名	職 業 等
ふじむら ひろゆき ◎ 藤村 博之	独立行政法人労働政策研究・研修機構理事 長
いわさき くみこ ○ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
くどう ひろこ 工藤 裕子	中央大学法学部教授
くぼ けんたろう 久保 賢太郎	TMI 総合法律事務所弁護士
わたなべ こういちろう 渡邊 浩一郎	公認会計士

※ ◎は委員長、○は委員長代理

構造改革特別区域基本方針（抄）

平成 15 年 1 月 24 日閣議決定
令和 5 年 12 月 26 日最終改正

2. 構造改革の推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本方針**(1) 基本理念****③ 評価の実施**

さらに、特区において実施される規制の特例措置は、その実施の見込み等を踏まえあらかじめ定めた評価時期に、その実施状況に基づき評価を行うことにより、特区の成果を着実に全国に広げていくことが必要である。したがって、規制の特例措置の評価において、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくことを原則とする。

特段の問題が生じているかは、規制の特例措置について全国展開を行った場合に発生する弊害と効果により、判断するものとする。

規制の特例措置の全国展開とは、現在、規制の特例措置により実現している規制改革について、構造改革特別区域計画（以下「特区計画」という。）の認定制度によらず、当該規制が本来規定されている法律、政令又は主務省令（告示を含む。以下同じ。）（以下「法令」という。）の改正等を行うことにより、全国規模で規制改革の成果を享受できるよう措置することである。

一方、地域性が強い規制の特例措置については、特区において当分の間存続させることとする。

地域性が強い規制の特例措置とは、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域活性化策として意義が大きいものである。

評価に当たっては、円滑な実施の観点から、供給者の視点のみならず、消費者・需要家の視点をより重視して、規制の特例措置の要件、手続、関連する規制等について、更なる提案を募集することなどにより、

特区における実施状況等を踏まえて、必要な見直しを行うものとする。

なお、総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 14 条の 2 第 4 項又は同法第 37 条の 2 第 4 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 12 条第 1 項に規定する国際戦略総合特別区域計画又は同法第 35 条第 1 項に規定する地域活性化総合特別区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

また、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 8 条第 1 項に規定する区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

さらに、規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、同法第 17 条の 61 の規定に基づき特区計画の認定があったとみなされた場合には、当該規制の特例措置について、その実施状況に基づき評価を行う。

④評価・調査委員会

このような基本理念に基づき、特区制度を推進するために、構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）に、有識者からなる評価・調査委員会が設置されている。この委員会では、規制の特例措置の効果等を評価し、その結果に基づき、構造改革の推進等に必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）に意見を述べるとともに、本部長の諮問に応じて新たな規制の特例措置の整備その他の構造改革の推進等のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議する。

（２）提案の募集に関する基本方針

③評価・調査委員会による調査審議

i.) 本部長の諮問

本部長は、内閣府と関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案のうち、経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用

し、又は情勢の推移を踏まえて更に検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるものについて、評価・調査委員会に諮問することとする。

なお、本部長は、提案のほか、他の関係機関から特区において規制の特例措置を講ずべき事項について検討を要請された場合には、この事項についても評価・調査委員会に諮問することができる。

ii) 調査審議の方法

評価・調査委員会で提案について調査審議する場合には、迅速かつ適確に調査審議を行うため、必要に応じて、提案者、関係府省庁、有識者等からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

iii) 意見の扱い

本部は、評価・調査委員会から本部長に意見が提出された場合には、上記② i) のア)～ウ) 及び ii) の基準に基づき、評価・調査委員会の意見に関する対応方針を決定するものとする。

(3) 評価に関する基本方針

① 評価のスケジュール

毎年度原則として2月末までに行うものとする。

② 評価基準

i) 規制の特例措置の在り方に関する評価基準

規制の特例措置の在り方について、以下の基準により評価を行う。

ア) 全国展開

以下のいずれかの場合。ただし、イ) 又はウ) の基準に該当する場合を除く。

- a 弊害が生じていないと認められる場合
- b 弊害が生じていても、規制の特例措置の要件、手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、かつ、見直された予防等の措置について特区における検証を要しないと認めら

れる場合

- c 弊害が生じていても比較的微小であり、規制の特例措置を全国展開した場合の効果と比較検討し、効果が著しく大きいと認められる場合

イ) 特区において当分の間存続

地域性が強い、すなわち、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域の活性化として意義が大きいと認められる場合

ウ) 拡充

規制の特例措置の要件又は手続が過剰なものになっていないか等の観点からの提案（以下「拡充提案」という。）等に基づき、規制の特例措置の要件又は手続を緩和又は変更する場合であって、当該緩和又は変更した要件又は手続について特区における検証を要すると認められる場合

エ) 是正

弊害が生じていても、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置について特区における検証を要すると認められる場合

オ) 廃止

弊害が生じており、かつ、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで予防等の措置を確保することが困難と認められる場合

ii) 関連する規制等の改革に関する評価基準

また、当該規制の特例措置に関連する規制等の改革について、関連する規制等が妨げとなっていないか等の観点からの提案（以下「関連提案」という。）等があった場合には以下の基準により評価を行う。

ア) 提案の募集に基づき講ずることとなった措置

- a 特区において講ずることとなった規制の特例措置

- b 全国で実施することとなった規制改革
 - c その他提案を実現するための措置
- イ) 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制等の改革

③評価時期の設定

評価時期は一律に定めるのではなく、特区において適用が見込まれる時期、その効果が判明することが見込まれる時期等を踏まえ、規制の特例措置ごとに設定するものとする。

そのため、関係府省庁の長は、規制の特例措置について、適用される特区計画が初めて認定された場合には、当該特区計画における目標、特定事業の内容、開始の日等を踏まえ、当該特区計画の認定から1か月以内に調査スケジュールを作成し、本部に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁から提出された調査スケジュールを踏まえ、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、規制の特例措置の評価時期を検討し、本部長に意見を提出するものとする。

本部長は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、規制の特例措置の評価時期を決定するものとする。

④拡充提案・関連提案の募集

評価を予定する規制の特例措置について、拡充提案及び関連提案を募集するものとする。

そのため、内閣府は、当該規制の特例措置の評価が開始されるまでの間に、その旨を公表し、提案を募集する。その際、地方公共団体に対して、積極的な提案を促すことに努めるものとする。

拡充提案及び関連提案については、通常のプロセスと同じ検討基準及び検討プロセスにより処理するものとし、その結果について、内閣府は、評価・調査委員会に報告するものとする。

⑤ニーズ調査の実施

評価を予定する規制の特例措置のうち実施が少ないものについては、評価に至る前に、内閣府は、更なる実施の可能性について調査（以下

「ニーズ調査」という。)を行うものとする。

評価・調査委員会は、ニーズ調査の結果、実施の増加が見込まれず、また、拡充提案がない規制の特例措置については、予定していた評価を行わないことができるものとし、その場合には、関係府省庁にその旨通知するものとする。その際、内閣府は、あらかじめ関係府省庁の意見を求め、その結果を評価・調査委員会に報告するものとする。

また、評価を予定する規制の特例措置のうち、活用実績が無いものについては、内閣府はニーズ調査を行わないことができるものとする。

⑥評価の方法

関係府省庁の長は、評価の対象となった規制の特例措置について、③で決定された評価時期に、法第48条第1項に基づき規制の特例措置の適用状況について調査を行い、その結果を本部に報告しなければならない。

関係府省庁の長は、調査に当たって、規制の特例措置による弊害の発生の有無に基づき、全国展開により発生する弊害について立証責任を有するものとし、また、弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握するものとする。

この関係府省庁の長の調査に加えて、評価・調査委員会は、規制の特例措置を全国展開することによる効果、地域性が強い規制の特例措置かどうか等について独自の調査を行うものとする。

評価・調査委員会は、これらの結果等を踏まえ、規制の特例措置に関する評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、対応方針を決定するものとする。

i) 調査票の作成

評価に当たって、評価・調査委員会は、評価を予定する規制の特例措置について、評価の開始の3か月前までに関係府省庁に通知するものとする。通知を受けた関係府省庁は、評価の開始の2か月前までに調査の内容、方法及び対象を記載した調査票を作成して評価・調査委員会に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁の調査票を踏まえて、評価・調査

委員会の調査票を作成するものとする。その際、評価・調査委員会は、必要に応じて関係府省庁の調査票に対して意見を述べるものとする。

ii) 調査結果の取りまとめ

評価の対象となった規制の特例措置について、これらの調査票は、調査の対象となる規制の特例措置に係る特区計画の認定を受けている地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）、実施主体又は関係者に対して時間的余裕を持って周知するものとし、調査結果は、評価の開始から2か月後までに取りまとめるものとする。なお、評価・調査委員会は、独自の調査に当たっては、認定地方公共団体、実施主体又は関係者からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

関係府省庁は、弊害について調査・報告する場合においては、その弊害の予防のための運用の改善及び是正措置の可能性等も併せて報告するよう努めるものとする。

iii) 評価意見の提出

評価・調査委員会は、関係府省庁の長の調査結果及び独自の調査結果を踏まえ、また、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、②の評価基準に基づき評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。

本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、②の基準に基づき、評価に関する対応方針を決定する。

⑦総合特区において適用された規制の特例措置の評価

総合特別区域法第14条の2第4項又は同法第37条の2第4項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

⑧国家戦略特区において適用された規制の特例措置の評価

国家戦略特別区域法第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

⑨地域再生計画に記載され特区計画の認定があったとみなされた場合の規制の特例措置の評価

規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、特区計画の認定があったとみなされた場合の当該規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

(5) 関係府省庁の対応状況のフォローアップに関する基本方針

内閣府は、提案を受けて全国で実施された規制改革及び現行制度で対応可能と判断された事項並びに全国展開された規制の特例措置について、その実施に当たり問題が生じていないかフォローアップ調査を行い、問題が生じている場合には、関係府省庁と調整を行う。

また、内閣府は、関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案について、関係府省庁の協力を得つつ、定期的にフォローアップを行い、実現に向けた取組が成されるものについては、内閣府のホームページに掲載するとともに、当該提案をした者に対し通知する。

(6) 構造改革実現のための情報提供、相談機能の強化と関連する施策との連携に関する基本方針

②国家戦略特区制度との連携

構造改革の推進のため、国家戦略特区制度と相互の有機的な連携を図るものとし、国家戦略特別区域法第 5 条第 7 項の規定による募集に応じ行われた提案であって、同法第 38 条の規定に基づき、構造改革の推進等に資するものとして法第 3 条第 4 項に規定する提案とみなされたものについては、同項の規定に基づき、必要な措置を講ずることとする。

3. 特区計画の認定に関する基本的な事項

(1) 特区計画の認定に関する基本方針

⑩認定特区計画の実施の状況の調査及び措置要求

規制の特例措置が特区内において適切に実施されているか、特区計画に記載されているような効果をあげているか、について調査し、必要に応じて規制の特例措置の是正又は廃止や、特区計画の改善の要求又は認定の取消しに係る判断の材料とする。

このため、内閣総理大臣は、必要に応じて認定地方公共団体における特区計画の実施の状況について調査を行い、特区計画の変更等が必要であると認められる場合には、法第8条第1項に基づく措置を講ずるものとする。なお、内閣総理大臣が法第8条第1項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

また、関係府省庁の長は、必要に応じて規制の特例措置の実施状況について調査を行い、当該規制の特例措置の適正な適用を地方公共団体に求めることが必要であると認められる場合には、法第8条第2項に基づく措置を講ずるものとする。なお、関係府省庁の長が法第8条第2項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

⑪認定特区計画の取消し

法第8条第1項又は第2項に基づく措置等にもかかわらず、規制の特例措置の実施による弊害等の発生が認められること、規制の特例措置の効果が認められないこと等により、特区計画の認定の取消しが必要な場合には、内閣総理大臣は当該地方公共団体に対して法第9条に基づく措置を講ずるものとする。内閣総理大臣が法第9条に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

4. 構造改革の推進等に関し政府が講ずべき措置についての計画

(2) 評価等に基づき政府が講ずることとなった措置

①全国展開することとなった規制の特例措置

特区で実施する規制の特例措置について、本部において上記2.(3)②i)ア)の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら全国展開するものについては、別表1から削除するとともに、実施時期、全国展開の実施内容を明示して、別表2として決定し、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら全国展開しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と別表2の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

上記法令の改正等に当たって、関係府省庁は、既に認定されている特区計画において実施されている規制の特例措置について、実施主体に対して新たな許認可の申請を求めない等の実施の継続が円滑に行われるよう措置しなければならない。

なお、関係府省庁は、別表2に定める事項及びこの内容に合致して定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

②拡充、是正又は廃止等を行うこととなった規制の特例措置

本部において2.(3)②i)ウ)、エ)又はオ)の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら拡充するものについては、別表1を改定するとともに、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら拡充しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。また、規制の特例措置の前提となる制度自体が廃止又は抜本的に変更されることにより、規制の特例措置の必要性もなくなる場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と改定される別表1の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要

の調整を行うものとする。

なお、関係府省庁は、別表1に定める事項及びこの内容に合致するよう定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

③関連する規制等の改革

本部において規制の特例措置に関連する規制等の改革を実施するものとして評価に関する対応方針が決定された場合及び関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施とした場合は、特区において講ずるものについては上記(1)①と同様の取扱いを、全国で実施するものについては上記(1)②と同様の取扱いを、その他のものについては上記(1)③と同様の取扱いを、それぞれ行うものとする。なお、関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

(3) 透明性の確保

特区制度の運用に当たっては、制度の各プロセスにおいて、第三者の目を通じた客観的な評価を可能とするため、インターネット等を活用し、関係資料をできる限り公開することとする。

具体的には、提案の募集・検討に関する事務、関係府省庁との調整状況、規制の特例措置の追加等に関する基本方針の変更、特区の認定に関する事務、規制の特例措置の評価等に関する会議の構成員、会議資料、議事録等に関する資料については、本部のホームページ等を活用し、迅速に公開することを原則とする。